

財團
法人 人口問題研究会要覽

AN OUTLINE OF THE FOUNDER



財團 法人 人口問題研究会

Foundation-Institute for Research
of Population Problems in Japan

東京都千代田区霞ヶ関2の1厚生省内

電話 東京 (591) 4816

2-chome, Kasumigaseki,
Chiyoda-Ku, Tokyo, Japan

Tel. (591) 4816

目 次

1. 沿革	1
2. 財団法人人口問題研究会寄附行為	2
3. 財団法人人口問題研究会処務規程	7
4. 財団法人人口問題研究会会計規則	8
5. 財団法人人口問題研究会会員規則	11
6. 顧問及び役員名簿	12
7. 事業	18
イ. 事業計画	18
ロ. 事業概要	19
附録	
人口対策委員会設置要綱並びに委員名簿	23
新生活指導委員会設置要綱並びに委員名簿	29
人口対策としての家族計画の普及に関する決議	34
人口収容力に関する対策要綱決議	37
潜在失業対策に関する決議	48
人口資質向上に関する対策要綱決議	61
新生活運動指導要綱	58

一 沿革

大正末期において、わが国の人口と食糧との不均衡問題によつて人口問題への関心が高まり、昭和2年政府は人口食糧問題調査会を設置して、この問題を審議せしめたが、昭和5年これを廃止した。人口問題は、国民生活の根本的事項であり短期又は弥縫的対策では、その核心に触れ基本的方策を見出すことは至難であつて真にこれが解決の万全を期するためには、人口問題の恒久的調査研究機関の必要が痛感され人口食糧問題調査会は、これを政府に建議して解散した。

しかるに昭和7年、ときあたかも世界経済恐慌の波及により、人口問題の重要性が確認されるに至つたので、当時の社会局発起のもとに、人口食糧問題調査会当時の委員たる官民の有志会合の上、本会の創立を決議し、その実現に努めた結果、昭和8年10月27日、財団法人としての本会が誕生したのである。

その後、国内情勢の推移に応じてわが国の人囗問題の解決に資するための人口政策の推移に多大の成果をあげたのであるが、戦後における社会情勢の混乱のため、その活動は一時停止のやむなきに至つたが、戦後いよいよ加重し来つた人口圧力は単に国民経済の自立を遅滞させているばかりでなく、国民生活の向上発展にも多大の障害となりつつある実情と、関係各方面よりの要望もあり、昭和25年末より銳意本会の組織および役員の整備拡充を図つて再建を練つていたが、昭和26年4月23日厚生大臣室において評議員総会を開き、新役員を選出して、自立経済の確立と人口の自主的統制等の人口問題解決に関する諸方針を決定し、ここにますますその機能發揮に努めることになつたのである。

二 財團法人口問題研究会寄附行為

昭和15年4月1日 第4章一部改正
昭和16年8月1日 第3章・第5章一部改正
昭和26年3月20日 第3章 第4条一部改正
昭和27年11月15日 第5章 第6条一部改正
昭和20年10月31日 第3章 第4条・第5章第8
条一部改正

第1章 名 称

第1条 本会は、財團法人口問題研究会と称する。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、我国人口問題の解決に資するため、諸般の調査及び研究を行い、且つ、人口問題研究諸団体との連絡を図り、併せて人口政策の樹立並びに人口問題に関する諸施設の整備並びに改善の促進を期することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達するため、つぎの事業を行う。

1. 人口問題に関する調査及び研究
2. 人口問題に関する資料の蒐集及び整備
3. 国内人口問題研究諸機関及び研究者との連絡提携
4. 国外人口問題研究諸団体との連絡及び資料の交換
5. 調査、研究結果の発表
6. 政府の諮問に対する答申又は建議
7. 人口問題に関する啓蒙宣伝に関する事業
8. 其の他、前条の目的を達するため必要な事業

第3章 事務所

第4条 本会は、事務所を東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番地厚生省内に置く。

本会は必要があれば、地方に支部を設けることが出来る。

第4章 会 員

第5条 会員を分けて、特別会員、維持会員、終身会員及び通常会員の四種とする。

特別会員は、本会に功労ある者、又は学識名望ある者を理事会においてこれを推薦する。

維持会員、終身会員及び通常会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入するものとする。

その入会、退会並びに会費の納入に関する規則は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第5章 役員職員及び顧問

第6条 本会はつきの役員を置く。

- | | | |
|---------|----|-----|
| 1. 理事長 | 1 | 名 |
| 1. 常任理事 | 10 | 名以内 |
| 1. 理事 | 50 | 名以内 |
| 1. 監事 | 2 | 名 |
| 1. 評議員 | 若干 | 名 |

第7条 理事長は、常任理事中より互選によつてこれを定める。理事長は、本会を代表して会務を統轄する。

理事長故障あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の予め指名した常任理事が順次理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

第8条 理事は、評議員会において、評議員の互選によつてこれを定める。

但し理事の中2名は厚生大臣官房企画室長及び、厚生省人口問題研究所長の職にある者をもつてこれに当てる。

第9条 常任理事は、理事会の互選によつてこれを定め、会務を分掌する。

第10条 監事は、評議員会の議決により、理事長これを委嘱する。監事は、業務執行及び資産状況を監査する。

第11条 評議員は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。

第12条 役員の任期は3年とする。但し再任は妨げない。

補欠のため、就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 役員の任期満了したときは、後任者の就職するまで前任者が其の職務を行う。

第14条 本会につきの職員を置き、理事長がこれを任命又は委嘱する。

1. 研究員 若干名

1. 助手 若干名

1. 幹事 若干名

1. 書記 若干名

第15条 研究員は、調査研究に従事する。

助手は研究員の調査研究を補佐する。

第16条 幹事は、理事長の指揮をうけて、庶務及び会計を処理する。

書記は、上司の指揮をうけて、庶務及び会計に従事する。

第17条 人口問題の調査研究並びに研究員の指導のため、主査及び副主査を置く。主査及び副主査は理事及び評議員の中から、理事長がこれを委嘱する。

第18条 本会に顧問若干名を置くことができる。

顧問は、理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。

第6章 理事会

第19条 理事会の議決すべき事項はつきのとおりとする。

1. 評議員会に附議すべき事項
2. 人口問題に関する調査研究事項
3. 財産の管理及び処分
4. 寄附の受諾
5. 寄附行為の変更及び規則の制定、変更
6. 其の他、理事長が必要と認めた事項

第20条 理事会は、必要に応じて理事長がこれを召集する。

理事三分の一以上から請求があつたときは、理事会を招集しなければならぬ

い。理事長が必要と認めたとき、書面による表決を求め、招集に代えることができる。

第21条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

第22条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもつてこれを決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第7章 評議員会

第23条 評議員会の議決すべき事項は、つぎのとおりとする。

1. 歳入、歳出予算に関すること。
2. 決算及び事業執行状況の報告に関すること。
3. 其の他、理事長が必要と認めた事項

第24条 評議員会は、毎年一回これを招集する。但し、理事長が必要と認めたときは隨時にこれを招集することができる。

評議員三分の一以上から請求があつたときは評議員会を招集しなければならない。

第25条 第21条及び第22条の規定は、評議員会にこれを準用する。

第8章 資金及び会計

第26条 本会に基本財産を置く。

基本財産の積立、管理及び処分方法は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第27条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第28条 本会の経費は、つぎに掲げるものをもつて支弁する。

1. 基本財産以外の資産
2. 寄附金
3. 会費
4. 其の他の収入

第9章 附則

第29条 本会の事務執行に関して必要な規則は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第30条 本寄附行為を変更しようとするときは、理事三分の二以上の同意を得なくてはならない。

第31条 本法人設立当時の理事はつきのとおりである。

男爵 柳 沢 保 恵	男爵 藤 村 義 朗
永 井 亨	那 須 曜
山 川 端 夫	下 村 宏
堀 切 善 次 郎	河 田 烈
長 谷 川 趋 夫	吉 田 茂
富 田 愛 次 郎	丹 羽 七 郎
井 上 雅 二	

三 財団法人口問題研究会処務規程

第 1 条 本会の事務は別に規定のあるものの外本規程により処理する。

第 2 条 本会の常務は常任理事の決裁により処理する。但し重要な事項は理事長の決裁を経なければならない。

第 3 条 本会に到達する文書は書記が接受し親展書を除き開封の上、件名番号等を簿冊に登録し、各主管係員に配布する。親展書は封減の儘記名者に配布の上、領収印を受ける。

第 4 条 主管係員が文書を接受したときは、幹事の指揮をうけ速かに処理案を具し、決裁を受けなければならない。

第 5 条 現金其の他有価証券を接受したときは金額、種類等を明記して別に定める会計規則により収納しなければならない。

第 6 条 常任理事不在のときは、常任理事の委任した理事が其の職務を代行する。

第 7 条 本会より発送する文書は書記が其の件名、番号を簿冊に登録しなければならない。

第 8 条 完結文書は書記が整理保存しなければならない。

第 9 条 本会より発送する文書其の他に使用する印章は書記がこれを押捺しなければならない。

四 財団法人口問題研究会会計規則

第 1 章 総 則

第 1 条 寄附金、会費、其の他の一切の収入を歳入とし、一切の経費を歳出とする。

第 2 条 一会计年度の出納は翌年 5 月 31 日に閉鎖する。出納閉鎖後の収入、又は支出は、現年度の歳入、又は歳出とする。

第 3 条 各年度において、歳計に剩余があるときは、翌年度の歳入に編入しなくてはならない。

第 4 条 本会の収入は、確実な銀行、又は信託会社若しくは郵便官署に預入し、支出は現金払、又は小切手、振替貯金若しくは振替払によるものとする。

第 2 章 予 算

第 5 条 歳入歳出の予算は前年度 2 月末日迄に調整し 3 月末月迄に評議員会の議決を受けなければならない。

第 6 条 歳入歳出予算は、一般会計毎に調整し、款、項、目に区分するものとする。

第 7 条 避けられない予算の不足を補うため、又は予算外に生じた必要の費途に充てるため予備費を設けることができる。

第 3 章 収 入 及 び 支 出

第 8 条 収入、及び支出は、常任理事の決判により執行するものとする。但し本会事務所所在地外において開催する講演会、其の他の会合に必要な経費、鉄道貨物運賃其の他現場支払に要する経費並びに委託購入に要する経費については、本会職員に現金支払を為さしめるため、現金前渡することができる。

前項の現金前渡を受けた職員は支払完了のものについては、事務所所在地帰着後一週間以内に支払証憑書を添え精算書を提出しなくてはならない。

第 9 条 経費は予算に定めた目的以外に使用し、又は各款の金額を流用するこ

とはできない。

各項の金額を流用する場合は、理事長、各目の金額を流用する場合は常任理事の決判をうけなければならない。

第10条 予算内の支出経理上必要があれば一時借入をなすことができる。

前項の借入金はその会計年度の収納により償還するものとする。

第4章 決 算

第11条 決算は翌年度7月31日迄に予算の様式によつて決算報告書を調製の上監事の意見を附して翌年度内に評議員会に提出するものとする。

第5章 契 約

第12条 物品の購入、印刷、其の他の契約を行う場合は二人以上の見積書を徵して、其の最低価格の者と契約を締結しなくてはならない。但し、つぎに掲げる場合には一人の見積書によつて締結することができる。

1. 契約の性質、又は目的が競争を許さない場合
2. 急速を要し、競争に対する暇がない場合
3. 労力の供給、又は運送を請負わせる場合
4. 契約代金20万円を超えない場合

第13条 前条の契約は常任理事の名を以て締結するものとする。

第14条 契約代金20万円を超える場合は契約の目的、履行の期限契約違反の場合の保証金の処分、危険の負担其の他必要な事項を詳細に記載した契約書を作製しなくてはならない。

第6章 物 品 出 納

第15条 物品はつきの区分により取扱わなければならない。

1. 備 品（器具、機械、図書。）
2. 消 耗 品（用紙類、雑用品。）
3. 印紙切手類（郵便切手、郵便葉書、収入印紙、電車、乗合自動車乗車券。）

第16条 不用品は売却の手続き、破損品、又は毀損品は、修繕の手続きをなさ

なくてはならない。

修繕を加えても使用に堪えない物は棄却することができる。

前二項の手続きは、常任理事の指揮によらなくてはならない。

第 7 章 帳簿

第17条 金銭及び物品の出納を登記するため、つぎの帳簿を備えなければならぬ。

1. 予算差引簿
2. 現金出納簿
3. 物品出納簿

第18条 現金、及び有価証券収納のため受領証簿を備えなければならない。

第 8 章 雜則

第19条 現金及び有価証券、又は物品の出納事務を掌る職員は、出納の責任を負うものとする。

前項の職員故意、又は過失により現金、有価証券又は前物品を亡失、又は毀損したときは賠償の責に任ずるものとする。

第20条 本規則により難いものがある場合特に其の規定を設けることができる。

五 財団法人口問題研究会員規則

昭和26年3月20日第1条一部改正

昭和32年3月30日第1条一部改正

第1条 本会寄附行為第4章第5条の規定により特別会員、維持会員、終身会員及び通常会員を置く。

特別会員は、本会に功労ある者、又は学識名望ある者にして、理事会において推薦したものとする。維持会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の役職員、又は会員の紹介により本会の事業援助するため、一箇年一口金1万円以上、又は一時金一口金6万円以上を譲出するものとする。通常会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の役職員、又は会員の紹介により入会したものとする。通常会員は、会費として年額金1千円を毎年3月末日までに納付するものとする。

第2条 会員には、本会発行の図書、定期刊行物其の他の印刷物を無料、又は実費にて頒布する。

第3条 会員の住所、氏名に異動を生じたるときは、直ちに其の旨届出るものとする。

第4条 通常会員が退会しようとするときには、其の旨届出なくてはならない。この場合既に納入した会費は返還しないものとする。

第5条 通常会員が会費の納入を怠つた場合には会員たることを取消すことあるべきこと。

附 則

本則は昭和26年3月20日より施行する。

六 財團法人口問題研究会顧問及び役員名簿

(A. B. C順)

顧問

足 立 正	日本商工会議所会頭
愛 知 摥 一	元通商産業大臣 衆議院議員
千 葉 三 郎	元労働大臣 衆議院議員
浜 口 雄 彦	国際電信電話社長
広 瀬 久 忠	元厚生大臣
一 万 田 尚 登	元大蔵大臣 衆議院議員
石 川 一 郎	前経済団体連合会会长
石 坂 泰 三	経済団体連合会会长
工 藤 昭 四 郎	東京都民銀行頭取
黒 川 武 雄	元厚生大臣 参議院議員
増 田 甲 子 七	元運輸大臣 衆議院議員
灘 尾 弘 吉	前厚生大臣 衆議院議員
那 須 眞 啓	農博 東京大学名誉教授
佐 佐 木 行 忠	元人口問題研究会会长
渋 沢 敬 三	元大蔵大臣
下 条 康 麟	経博 元文部大臣
高 橋 竜 太 郎	元日本商工会議所会頭
山 際 正 道	日本銀行総裁
吉 武 恵 市	元労働大臣 参議院議員

理事長

永 井 亨 経博 人口問題審議会会长

常任理事

本多	龍	雄	人口問題研究所研究部長
伊部	英	男	厚生大臣官房企画室長
北岡	寿	逸	経博 国学院大学教授
古屋	芳	雄	医博 日本家族計画連盟会長
岡崎	文	規	経博 前人口問題研究所所長
館		稔	経博 人口問題研究所所長
寺尾	琢	磨	経博 慶應義塾大学教授
床次	徳	二	元外務次官 衆議院議員

理事

安芸	皎一	工博	東京大学教授
新居	善太郎	母子愛育会理事長 元厚生省社会局長	
渥美	育郎	元日伯中央協会副会長	
藤林	敬三	経博 慶應義塾大学教授	
藤田	友作	参議院専門委員	
波多野	鼎	経博 中央大学教授	
池田	謙藏	三菱信託銀行会長	
稻葉	秀三	国民経済研究協会理事長	
龜山	孝一	元厚生次官	
加納	久朗	前日本住宅公団総裁	
葛西	嘉資	元厚生次官 前日赤副社長	
加藤	英市	元厚生大臣官房統計調査部長	
加藤シズエ		参議院議員	
桂	泉	前中央労働学園理事長	
木村	忠二郎	元厚生次官 社会事業大学学長	
小林	中	アジア協会会长	

小山	進	次郎	厚生省保険局長
黒木	利	克	厚生省児童局長
三原	信	一	毎日新聞社人口問題調査会理事
美濃口	時	次郎	経博 名古屋大学教授
水島	治	夫	医博 九州大学名誉教授
森田	優	三	経博 一橋大学教授
小汀	利	得	厚生省行政顧問
岡田	文	秀	元厚生次官
大河内	一	男	経博 東京大学教授
大崎		康	社会保険庁年金保険部長
小沢		龍	医博 前厚生省医務局長
斎藤		潔	医博 国立公衆衛生院院長
清水	慎	三	日本労働組合総評議会
篠崎	信	男	理博 人口問題研究所研究部第一科長
曾田	長	宗	医博 国立公衆衛生院副院長
高田	浩	運	社会保険庁長官
武井	群	嗣	元厚生次官
田辺	繁	雄	元厚生次官 日赤副社長
東畑	精	一	農博 東京大学名誉教授
鳥谷	寅	雄	海外技術者研修会専務理事
上田	正	夫	人口問題研究所調査部長
上原	轍	三郎	農博 北海道大学名誉教授
牛丸	義	留	厚生省薬務局長
山中	篤	太郎	経博 一橋大学教授
吉田		寧	元中央労働学園常務理事
監事			
諸井	貫	一	日本経営者団体連盟代表常任理事 秩父セメント社長
矢野	一	郎	第一生命保険相互会社会長

評議員

赤木朝治	元内務次官 済生会会長
赤松常子	参議院議員
天野景康	医博
青柳一郎	前衆議院議員
土岐章	運輸審議会会长 財団法人新生活運動協会常任理事
藤原勘治	毎日新聞社社友
福田邦三	医博 東京大学名誉教授
福田昌子	医博 元衆議院議員
長谷部言人	医博 理博 東北大学名誉教授
林恵海	文博 東京女子大学教授
本庄栄次郎	経博 京都大学名誉教授
飯塚浩二	文博 東京大学教授
今村謙	厚生大臣官房会計課長
井上なつえ	元参議院議員
勝俣稔	参議院議員
川上理一	医博 国立公衆衛生院衛生統計学部長
河崎ナツ	元参議院議員
木原均	理博 国立遺伝学研究所所長
木内信藏	理博 東京大学教授
小林珍雄	上智大学教授
小林尚次	元厚生省人口局長
近藤康男	農博 武蔵大学教授
小坂寛見	外務事務官
小山栄三	文博 立教大学教授
久慈直太郎	医博 日赤産院長
馬島脩	医博 日本産児調節連盟委員長
松村勝次郎	農政調査会理事

南	亮	三	郎	経博	中央大学教授
三	浦	岱	栄	医博	慶應義塾大学教授
森	山	豊		医博	東京大学教授
村	岡	花	子	日本ユネスコ国内委員会委員	
中	川	友	長	経博	中央大学教授
野	尻	重	雄	農博	京都学芸大学学長
西	野	入		徳	元早稲田大学教授
野	口	正	造	中小企業事業団理事長	
小	田	橋	貞	寿	衆議院専門委員
小	倉	武	一	元食糧庁長官	
奥		む	め	お	全国主婦連合会会長 参議院議員
大	来	佐	武	郎	経済企画庁総合計画局長
佐	倉	重	夫	元	三菱経済研究所顧問
齊	藤	邦	吉	元	労働次官 衆議院議員
瀬	木	三	雄	医博	東北大学教授
高	田	保	馬	文博	京都大学名誉教授
谷	口	弥	三	郎	医博 参議院議員
谷	野	せ	つ	元	労働省婦人少年局長
暉	峻	義	等	医博	労働科学研究所顧問
津	田	正	夫	元	新聞協会事務局長
渡	辺	定	定	医博	寿命学研究会理事長
山	川	菊	栄	元	労働省婦人少年局長
山	口	正	義	医博	労働省労働衛生研究所所長
山	本	杉		医博	参議院議員
山	高	し	げ	り	地域婦人団体連合会会长
吉	益	脩	夫	医博	東京大学教授

幹 事

青 木 尚 雄

藤原猛吉

書記

原田三千代

住原克彦

七 事 業

イ. 事 業 計 画

I 一般方針

わが国人口問題の実態を明らかにし、人口問題に関する健全なる知識思想の啓発発伝を図り、人口対策の樹立徹底を期する。

II 調査および研究

(1) 調査研究

1. 人口問題に関する基礎的調査研究
2. 人口対策に関する調査研究

(2) 委託調査

本会において必要と認めた事項について隨時適切な機関または専門の研究者に調査研究を委託する。また関係機関より人口に関する調査研究の委託を受けたときはその都度これを実施する。

(3) 実地調査

適当な場所を選定の上実施する。

III 国内における連絡

調査研究の推進を期するとともに、人口対策の樹立実施に資するため、関係官庁または関係研究機関、専門研究者と緊密な連絡提携を図る。

IV 海外との連絡

諸外国における関係調査研究機関、研究者と連絡提携を図り、資料の収集、交換を行い調査研究の促進に努める。

V 資料の収集

広く人口問題に関する内外の資料の収集をなし、整備に努める。

VI 人口対策委員会の開催

人口問題および人口対策に関する各般の事項の審議研究をなし、現情勢に適応した人口対策の樹立、実施に資するため本委員会を開催する。

VII 新生活指導委員会の開催

人口対策の見地から新生活指導に関する重要事項の審議研究をなし、更にこの運動の普及促進を図るため各種の現地指導を行う。

VII 公開講演会の開催

人口問題に関する知識の普及と人口対策の促進を期するため、公開講演会を開催する。

IX 出版物の刊行

(1) 機関誌の発行

人口に関する調査研究を促進するため機関誌〔人口問題〕を復刊する。

(2) 人口問題調査研究資料の刊行

本会において調査研究した結果および、情勢に応じその都度必要関係資料を印刷発行する。

(3) 人口問題啓発宣伝のため小冊子を印刷発行する。

X 政府に対する建議

緊急重要課題について隨時政府に建議し、人口対策の促進を図る。

XI 会員組織の拡大強化

本会の趣旨の徹底に努め、会員組織の拡大強化を図る。

四、事業概要

昭和8年10月創立以来国庫より毎年補助金の交付により事業を為し、人口政策の推進に多大の成果を挙げたが、戦後社会情勢の急変に伴い国庫補助が停止され本会の機能は全く失われ、これが再建並びに事業運営資金に充てるため寄附金の募集を開始、同時に本会の組織および役員の整備拡充を図り、人口対策の確立とその強力なる実施に資するため昭和28年5月本会に人口対策委員会を設置、引き続き活潑なる審議を行い、昭和29年9月、人口対策としての家族計画の普及に関する決議を行い、政府に建議、また昭和30年1月、人口収容力に関する対策要綱を決議、昭和31年12月、潜在失業対策に関する決議を決議、昭和37年5月、人口資質向上に関する対策要綱を決議し、その都度政府に建議した。

また人口対策の見地から生活指導に関する重要な事項を審議し、この種の職域的、地域的生活指導運動を国民的に展開し、関係諸機関及び諸団体の連絡協調を

図るため、昭和29年7月、本会に新生活指導委員会を設置し、引続き審議を行つてゐる。

なお、わが国人口問題の現状を広く認識せしめるため、つぎのとおり事業を行つた。

1. 印刷物の発行

○日本人口白書 (昭和26年9月)

○人口問題資料第53号 創立20周年記念公開講演会講演集 (第15集)

(昭和28年5月)

○人口問題資料第54号 人口問題講演会講演集 (第16集)

(昭和28年11月)

○人口問題資料第55号 人口問題講演会講演集 (第17集)

(昭和29年12月)

○人口問題資料第56号 第1回新生活指導幹部講習会概要

(昭和30年7月)

○人口問題資料第57号 第1回新生活指導員養成講習会

並びに家族計画実地指導員再教育講習会概要

(昭和32年2月)

○人口問題資料第58号 創立25周年記念公開講演会講演集 (第18集)

(昭和33年11月)

○人口問題資料第59号 新生活運動の理念と実際 (昭和35年2月)

○人口問題資料第60号 人口の資質に関する主要統計摘要

(昭和36年6月)

○人口問題資料第61号 生活設計のてびき (昭和36年3月)

○人口問題資料第62号 新生活の心がまえ (昭和36年11月)

○人口問題資料第63号 主婦と新生活 (昭和37年1月)

2. 公開講演会の開催

○創立20周年記念公開講演会

後援 厚生省・毎日新聞社

日時 昭和28年5月25日 午後1時半

場所 每日新聞社 5階大会議室

次第	開会の挨拶	経博	永井亨
	日本の人口問題	法博	下村宏
	日本経済の動向 と人口問題	経同友会 政策委員長	工藤昭四郎
	雇用と人口	経博 東大教授	大河内一男
	家族計画の過去及び現在	経博 慶大教授	寺尾琢磨
	閉会の挨拶	経博 人口問題研究所所長	岡崎文規

○人口問題講演会

後援 朝日新聞大阪本社

日時 昭和28年11月25日 午後1時半

場所 朝日新聞大阪本社 4階講堂

次第	挨拶	経博	永井亨
	日本の人口問題のあり方	経博 一橋大教授	山中篤太郎
	国際情勢からみた 日本の人口問題	農博 東大名誉教授	那須皓
	わが国人口問題の見透し	法博	下村宏

○人口問題講演会

後援 厚生省・読売新聞社

日時 昭和29年12月13日 午後1時半

場所 読売ホール

次第 開会の挨拶	経 博	永 井 亨
1954年世界人口会議を通じてみた世界の人口問題	人口問題研究所 総務部長 館 稔	
1955年国際家族計画会議の開催について	経 博	下 条 康 麟
人口問題審議会の決議に関する世論の反響について	社会党顧問 松 岡 駒 吉	
人口問題の見地よりみたデフレ下の失業対策	経 博 慶大教授 藤 林 敬 三	
閉会の挨拶	法 博	下 村 宏
映画 受精の生理		
受胎調節のメカニズム		
解 説	医 博	村 松 稔

○創立25周年記念公開講演会

後援 每日新聞社人口問題調査会		
日時 昭和33年11月27日 午後1時半		
場所 每日新聞社5階大会議室		
次第 開会の挨拶	経 博	永 井 亨
挨 拶	厚生大臣 橋 本 龍 伍	
人口と経済	国民経済研究 協会 理事長 稻 葉 秀 三	
日本経済の展望	経済団体連合会会长 石 坂 泰 三	
人口と労働	経 博 一橋大学教授 中山 伊 知 郎	
日本人口の展望	経 博 人口問題研究所所長 岡 崎 文 規	
閉会の挨拶	本会常任理事 館 稔	

〔附 錄〕

財団法人人口問題研究会人口対策委員会設置要綱

(昭和 28 年 6 月 5 日)

1. 概 要

本会においては、つとに昭和 21 年、人口対策委員会を設置して、戦後における人口対策の基本方針の大綱を決議し、わが国戦後の人口対策の方向を明らかにして関係方面の注目をひいたが、遺憾ながら、資金離のためこれを中止するの止むなきに至つた。最近においては、わが国の人口情勢は漸く戦後の混乱的状態を脱し、一定の傾向を明らかにし総合的人口対策の確立とその強力なる実施が痛切に要望せられるに至つた。しかるに、いまだ人口対策の確立をみるに至らない状態であつて、この際、この使命にかんがみ、本会においては、常設の人口対策委員会を設置して、人口対策の基本方針と具体的な施策を審議し、隨時その結果を発表するとともに、政府の人口対策確立とその実施に寄与し、緊迫したわが国人口問題解決に資することとする。

2. 目 的

わが国人口問題の重大性にかんがみ、本会においては人口対策委員会を常設し、関係方面的学識経験者を集め、その協力によつて、社会的、経済的見地から総合的人口対策に関し、科学的かつ具体的に審議をつくし、人口対策の確立とその強力なる実施に資することを目的とする。

3. 組 織

1. 本会顧問及び役員中 60 名以内を委員とする。
2. 必要に応じ本委員会の決議によつて委員を追加することができる。
3. 本委員会の会長は本会理事長とする。

4. 本委員会に、差当り、次の特別委員会を置く。
 - (1) 人口と生活水準に関する特別委員会。
 - (2) 人口の量的質的調整に関する特別委員会。

必要ある場合には、本委員会の決議によつて右の外に特別委員会を置くことができる。

 5. 特別委員会の委員長は委員会の承認を得て会長これを委嘱する。
 6. 必要ある場合には各特別委員会に小委員会を置く。

小委員会の委員長はその特別委員会の決議によつて本委員会会長これを委嘱する。

 7. 本委員会に幹事若干名を置く。

本委員会の幹事は本会の幹事がこれに當る。ただし、必要ある場合には、本委員会会長は新たに幹事を委嘱する。

 4. 運 営
 1. 本委員会の審議課題は本委員会の議決によつてこれを定める。
 2. 本委員会は適実なる課題を定めて當時継続的に審議するものとする。
 3. 本委員会において特定の課題について審議を終えたときはこれを発表し、または政府に建議する。
 4. その他、本委員会運営上必要な事項は本委員会においてこれを決議する。

財団法人人口問題研究会人口対策委員会委員名簿

(A・B・C順)

氏 名	役 名
愛 知 挨 一 顧 問	衆議院議員
千 葉 三 郎 顧 問	衆議院議員
浜 口 雄 彦 顧 問	国際電信電話社長

廣瀬	久忠	顧問	元厚生大臣
石坂	泰三	顧問	経済団体連合会会长
灘尾	弘吉	顧問	前厚生大臣 衆議院議員
那須	皓	顧問	農博 東京大学名誉教授
下条	康麿	顧問	経博 元文部大臣
山際	正道	顧問	日本銀行総裁
永井	亨	理事長	経博 人口問題審議会会长
本多	龍雄	常任理事	人口問題研究所研究部長
北岡	寿逸	常任理事	経博 国学院大学教授
古屋	芳雄	常任理事	医博 日本家族計画連盟会長
岡崎	文規	常任理事	経博 前人口問題研究所所長
館寺	稔磨	常任理事	経博 人口問題研究所所長
床尾	琢磨	常任理事	経博 慶應義塾大学教授
安次	徳二	常任理事	衆議院議員
芸安	皎一	理事	工博 東京大学教授
新居	善太郎	理事	母子愛育会理事長
渥美	育郎	理事	元日伯中央協議会副会長
藤林	敬三	理事	経博 慶應義塾大学教授
波多野	鼎	理事	経博 中央大学教授
池田	謙藏	理事	三菱信託銀行会長
稻葉	秀三	理事	国民経済研究協会理事長
龜山	孝一	理事	元厚生次官 衆議院議員
葛西	嘉資	理事	前日赤副社長
加藤	シズエ	理事	参議院議員
小山	進次郎	理事	厚生省保険局長
三原	信一	理事	毎日新聞社人口問題調査会理事
美濃口	時次郎	理事	経博 名古屋大学教授
森田	優三	理事	経博 前総理府統計局長
小汀	利得	理事	厚生省行政顧問

大	河	内	一	男	理	事	経博	東京大学教授
小		沢		龍	理	事	医博	前厚生省医務局長
篠		崎	信	男	理	事	理博	人口問題研究所研究部第一科長
武		井	群	嗣	理	事		元厚生次官
鳥		谷	寅	雄	理	事		海外技術者研修会専務理事
上		田	正	夫	理	事		人口問題研究所調査部長
山		中	篤	太郎	理	事	経博	一橋大学教授
諸		井	貫	一郎	監	事	秩父セメント株式会社社長	
矢		野	一	郎	監	事		第一生命保険相互会社会長
福		田	邦	三	評議員	員	医博	東京大学名誉教授
林			恵	海	評議員	員	文博	東京女子大学教授
飯		塚	浩	二	評議員	員	文博	東京大学教授
河		崎	ナ	ツ	評議員	員		元参議院議員
木		内	信	藏	評議員	員	理博	東京大学教授
小		林	珍	雄	評議員	員		上智大学教授
小		林	尋	次	評議員	員		元厚生省人口局長
小		坂	寛	見	評議員	員		外務事務官
小		山	栄	三	評議員	員	文博	立教大学教授
南			亮	郎	評議員	員	経博	中央大学教授
森			山	豊	評議員	員	医博	東京大学教授
村		岡	花	子	評議員	員		日本ユネスコ国内委員会委員
中		川	友	長	評議員	員	経博	中央大学教授
西		野	入	徳	評議員	員		元早稲田大学教授
野		尻	重	雄	評議員	員	農博	京都学芸大学学長
谷		口	弥	三郎	評議員	員	医博	参議院議員
渡		辺		定	評議員	員	医博	寿命学研究会理事長
山		口	正	敏	評議員	員	医博	労働省労働衛生研究所所長
山		本		杉	評議員	員	医博	参議院議員

幹 事

青	木	尚	雄
藤	原	猛	吉
浜		英	彦
黒	田	俊	夫
篠	崎	信	男
上	田	正	夫

財団法人口問題研究会人口対策委員会 特別委員会委員名簿

(A・B・C順)

1. 人口と生活水準に関する特別委員会

委員長	山中篤太郎	経博	一橋大学教授
委員	安芸皎一	工博	東京大学教授
委員	藤林敬三	経博	慶應義塾大学教授
委員	波多野鼎	経博	
委員	林恵海	文博	東京女子大学教授
委員	本多龍雄	人口問題研究所研究部長	
委員	飯塚浩二	文博	東京大学教授
委員	稻葉秀三	国民経済研究協会理事長	
委員	木内信藏	理博	東京大学教授
委員	南亮三郎	経博	中央大学教授
委員	美濃口時次郎	経博	名古屋大学教授
委員	森田優三	経博	前総理府統計局長
委員	永井亨	経博	人口問題審議会会长

委 員	野 尻 重 雄	農博	京都学芸大学学長
委 員	岡 崎 文 規	経博	前人口問題研究所所長
委 員	大 河 内 一 男	経博	東京大学教授
委 員	館 稔	経博	人口問題研究所所長
委 員	武 井 群 嗣	元厚生次官	
委 員	寺 尾 琢 磨	経博	慶應義塾大学教授
委 員	上 田 正 夫	人口問題研究所調査部長	
委 員	山 際 正 道	日本銀行総裁	

2. 人口の量的、質的調整に関する特別委員会

委 員 長	寺 尾 琢 磨	経博	慶應義塾大学教授
委 員	福 田 邦 三	医博	東京大学名誉教授
委 員	北 岡 寿 逸	経博	国学院大学教授
委 員	小 坂 寛 見	外務事務官	
委 員	古 屋 芳 雄	医博	日本家族計画連盟会長
委 員	小 山 栄 三	文博	立教大学教授
委 員	森 山 豊	医博	東京大学教授
委 員	永 井 亨	経博	人口問題審議会会長
委 員	岡 崎 文 規	経博	前人口問題研究所所長
委 員	小 沢 龍	医博	前厚生省医務局長
委 員	篠 崎 信 男	理博	人口問題研究所研究部第一科長
委 員	館 稔	経博	人口問題研究所所長
委 員	鳥 谷 寅 雄	海外技術者研修会専務理事	
委 員	渡 辺 定	医博	寿命学研究会理事長
委 員	山 本 杉	医博	参議院議員

財団法人口問題研究会新生活指導 委員会設置要綱

(昭和29年7月30日)

昭和37年3月26日 4組織第1項一部改正

1. 趣 旨

わが国が当面するきびしい人口問題を解決に導く根本は国民各自が真にこれに適合する近代的、道徳的、合理的、計画的な日常生活を営むにある。

国民生活の現状をかえりみれば、人口対策の見地からこのようにその生活を指導することが、人口対策徹底の根本的要件であり、国民生活を通じて人口問題の解決を促進する基礎である現下喫緊の要務といわなければならない。

ここにかんがみ、本会は学識経験者を集めて新生活指導委員会を設け、人口対策の見地から生活指導に関する諸般の重要事項を審議検討し、職域的、地域的生活指導運動の基礎に役立てようとするものである。

2. 名 称

本委員会はこれを財団法人口問題研究会新生活指導委員会と称する。

3. 目 的

本委員会は人口対策の見地から生活指導に関する重要な事項を審議し、この種の職域的、地域的生活指導運動を国民的に展開し、関係諸機関および諸団体との連絡協調を保ちながら、人口問題解決の根本に資することを目的とする。

4. 組 織

- (1) 本会顧問、役員およびその他の学識経験者100名以内を委員とし、本会理事会の承認を経て理事長これを委嘱する。
- (2) 本委員会の会長は本会理事長とする。
- (3) 必要ある場合には本委員会の決議によつて小委員会を置くことができる。

小委員会の委員長は委員会の承認を得て会長これを委嘱する。

- (4) 本委員会に幹事若干名を置く。

幹事は財団法人口問題研究会幹事がこれに当る。ただし、必要ある場合は、本委員会会長は別に幹事を委嘱することができる。

5. 運 営

- (1) 本委員会の審議事項は本委員会の議決によつてこれを定める。
(2) 本委員会は実践的事項を定めてこれを審議する。
(3) 本委員会において特定の事項について審議を終えたときはこれを決議として本会に報告する。

この決議の処理は重要な事項については本会理事会の議決によつて定める。

- (4) その他、本委員会運営上必要な事項は本委員会においてこれを決議する。

財団法人口問題研究会新生活指導 委員会委員名簿

(A・B・C順)

足 立 正	ラジオ東京社長	日本商工会議所会頭
相 川 一 雄	本州製紙取締役	
新 居 善 太 郎	母子愛育会理事長	
安 積 得 也	財団法人新生活運動協会事務局長	
太 宰 博 邦	厚生事務次官	
藤 田 た き	前労働省婦人少年局長	
藤 原 勘 治	毎日新聞社社友	
福 田 邦 三	医博 東京大学名誉教授	
福 田 繁	文部省初等中等教育局長	
原 富 男	文博 社会道徳協会理事長	

本	多	龍	雄	人口問題研究所研究部長
本	多	元	吉	日本電信電話公社職員局長
細	谷	喜	一	前新生活運動協会事務局長
伊	部	英	男	厚生大臣官房企画室長
石	垣	純	二	評論家
入	江	扁	男	日本通運専務取締役
伊	藤	金左衛門		兵庫実業社長
荷	見	安		全国農業協同組合中央会会长
菅	野	義	丸	元新生活運動協会事務局長
葛	西	嘉	資	前日赤副社長
加	藤	シズエ		参議院議員
河	原	亮	三郎	東京芝浦電気専務取締役
木	村	忠	二郎	社会事業大学学長
北	岡	寿	逸	経博 国学院大学教授
木	山	茂	彦	常磐炭礦磐城礦業所取締役
駒	田		栄	厚生技官 国立公衆衛生院
小	牧	泰	介	日本ライト・スチール社長
古	屋	芳	雄	医博 日本家族計画連盟会長
小	山	進	次郎	厚生省保険局長
久	保	秀	史	医博 国立公衆衛生院衛生人口学部長
工	藤	昭	四郎	東京都民銀行頭取
釘	宮	太	郎	日本陶器取締役
久	米		愛	弁護士
国	井	長	次郎	日本家族計画普及会常務理事
黒	木	利	克	厚生省児童局長
馬	島		惣	医博 日本産児調節連盟委員長
三	原	信	一	毎日新聞社人口問題調査会理事
森	山		豊	医博 東京大学教授
灘	尾	弘	吉	前厚生大臣 衆議院議員

永	井	亨	経博 人口問題審議会会长
長	尾	頼	鉄道弘済会理事
内	藤	誉三郎	文部次官
中	目	武三	日本軽金属総務部長
那	須	皓	農博 東京大学名誉教授
新	山	義雄	前日本軽金属総務部副部長
小	汀	利得	厚生省行政顧問
岡	崎	文規	経博 前人口問題研究所所長
大	越	新	常磐炭礦社長
奥	むめ	お	全国主婦連合会会长 参議院議員
尾	村	偉	久
折	井	日	厚生省公衆衛生局長
大	崎		日本鋼管労務部長
正	親	神	社会保険庁年金部長
大	山		日本鋼管川崎製鉄所労務部長
斎	藤		厚生省社会局長
佐	藤	唯	文部省社会局長
下	藤	一	アジア家族計画協会常務理事
条	康	麿	経博 元文部大臣
篠	崎	信	元文部省社会局長
鈴	木	勝	理博 人口問題研究所研究部第一科長
館			前東京芝浦電気勤労部副部長
高	田	浩	経博 人口問題研究所所長
滝	田	運	社会保険庁長官
田	中	実	全国労働組合會議議長
谷	野	長	元新生活運動協会事務局長
寺	せ	茂	労働省婦人少年局長
寺	中	つ	元文部省社会教育局長
寺	尾	作	元文部省社会教育局長
飛	琢	雄	経博 慶應義塾大学教授
床	田	磨	貯蓄増強中央委員会事務局長
次	次	勇	衆議院議員
		二	

豊	沢	道	明	麻生産業取締役
湯	浅	繁	吉	三井鉱山労務部長
牛	丸	義	留	厚生省薬務局長
渡	辺	智	多	雄 読売新聞社図書編集部長
渡	辺		定	医博 寿命学研究会理事長
渡	辺	敏	三	東武鉄道常務取締役
八	木	利	真	日本国有鉄道厚生局長
山	際	正	道	日本銀行総裁
山	口	正	義	医博 労働省労働衛生研究所長
山	中	篤	太	郎 経博 一橋大学教授
山	本	正	男	トヨタ自動車工業常務取締役
山	本	松	代	農林省生活改善課長
山	本		杉	医博 参議院議員
山	室	民	子	社会道徳協会理事
山	高	し	げ	り 地域婦人団体連合会会長
安	田		巖	医療金融公庫理事長
矢	島	八	洲	夫 朝日新聞社専務取締役
芳	鶴		勲	日立造船株式会社取締役

幹 事

青	木	尚	雄
藤	本	正	夫
藤	原	猛	吉

人口対策としての家族計画の普及に関する決議

(昭和29年6月14日)

わが国過剰人口の重圧を除去する根本方策は人口増加の調整にある。人口増加の調整はかかるて出生調整と海外移住にある。

海外移住はただに人口政策の見地ばかりではなしに種々の重要な意義をもつことはいうまでもないが、この特別委員会においては、この問題については、別途にこれを審議することとする。

出生調整の基礎は、家族の生活水準及び健康の保持向上を目的として、各夫婦が自由かつ自主的に、子女の数及び出生間隔を合理的、計画的に調整するところの「家族計画」の普及を促進することにある。家族計画の手段は、受胎調節によるべきであつて、墮胎、人工妊娠中絶及び人工不妊の乱用を極力防止しなければならない。

ここにかんがみ、政府は、すみやかに、総合的人口対策の一環として、家族計画実践の普及を推進徹底せしめる強力適切なる方策を確立実施することが必要である。

現行優生保護法は母性保護の見地から、一方、人工妊娠中絶に関する規定を設けるとともに、他方、受胎調節の指導及び普及に関して規定を設けている。また現在政府は、「人工妊娠中絶は母体に及ぼす影響において考慮すべき点があるので、かかる影響を排除するため受胎調節の普及を行う必要がある」として、母性保護の見地から受胎調節普及政策をとつてゐる。これら母性保護の見地からする受胎調節普及政策は、その歴史的意義を認めるにやぶさかではないが、人口対策の見地よりみれば遺憾な点が少なくないし、またその効果にも自ら限界があるものと思われる。これ等の諸政策は、総合的な人口対策の一環として統合されてはじめて遺憾なきを期し得るものと考える。

以上の方針に基き、人口対策の一として家族計画の普及を促進する対策を採る

に当り、特に留意すべき事項は概ね以下のとくである。

1. 家族計画を普及する政策は、人口対策としてのその目的を明らかにし、家族計画の理念の普及徹底をはかり單なる受胎調節技術の指導に終始してはならない。がんらい家族計画の理念は近代的合理主義に基く生活態度であるから、それは人口対策を目標とする生活指導であるべきである。
2. 家族計画の普及は勢のむくままにこれを放任すれば、とかく真にこれを必要とする階層に容易に普及しない傾向があるから、特にこのような階層に普及するよう指導上留意するとともに受胎調節手段の無償または廉価配布の実現に努力する必要がある。

殊に生活保護法の適用を受ける家族に対しては、受胎調節手段の無償配布を行い、また、国民健康保険その他の社会保険の給付として、受胎調節手段を配布し得るよう処置することが望ましい。

3. 一般に、都市に比べて農村においては家族計画の普及が一そう困難であるから、特に農村における家族計画の普及を促進することに努める必要がある。
4. 都市において、地域的集団指導が必要であることはいうまでもないが、特に工場、鉱山等における職域的集団指導に努める必要がある。
5. 受胎調節普及の現状にかんがみ、特に妻の年齢30歳未満の夫婦について家族計画の普及を促進することに努めることが必要である。さらに、結婚の時からこれを指導する方針をとるべきである。
6. 保健所、優生保護相談所、その他一切の指導機関並びに指導者の養成訓練の拡充強化をはかるとともに、特に民間指導機関の積極的協力を促し、現在の指導組織上の摩擦や制限を調整し、家族計画指導普及組織の強化拡充に努める必要がある。
7. わが国の家庭生活の特色並びに社会の各階層における家庭生活の実態に適応した受胎調節技術に関し不断の調査研究を必要とする。
8. 家族計画普及の実態に関し不断の調査研究を行いその普及指導方策の指針としなければならない。
9. 性に関する正しき知識の普及指導をはかるとともに健全な結婚及び性に関する道徳の高揚に努めなければならない。

10. 家族計画の本質にかんがみ、それが普及の客観的条件の成熟に留意しなければならない。すなわち、国民経済の高度化を推進し、国民の生活水準の向上をはかり、文化生活に対する欲望が高揚されなければならない。
11. 生産年齢人口激増必至の現下のわが国においては、家族計画の普及が家計費の膨脹を緩和し、生産年齢人口激増期における重要な対策の一であることを軽視してはならない。
12. 家族計画の普及による出生率の減退が死亡率の改善と相まって、人口の老年化傾向を促進することはこれを認めなければならない。人口の老年化によつて生ずる諸問題に対しては別途適切なる人口対策を考慮すべきである。また、人口の老年化に関する諸方策が家族計画の普及を促進する条件の一であることを見逃がしてはならない。
13. 家族計画の普及をはかる諸対策に優生学的考慮を浸透せしめるとともに、人口資質の積極的向上をはからなければならぬ。人口の資質向上に関する諸方策については、別にこの特別委員会において検討する予定である。

以上

人口収容力に関する対策要綱決議

(昭和29年11月5日)

第1 前 文

日本の人口は大正の末ごろから約10年毎に1,000万人ずつという相当はげしい増加を示しつつあつたが、これに対して経済も成長、発展したので、曲りなりにも人口過剰のもたらす圧力に堪えてきた。ところが戦後においてはこのような経済の側の諸条件がすべて縮少してしまつたにもかかわらず、人口の方は戦前以上の増加の勢を示しているところに、今日の人口問題のはげしさと困難がある。なるほど戦後もこの数年来は特に鉱工業生産などは非常に増加してきており、また人口の面に於いては出生の割合がかなり低下して今後における人口増加の割合の緩和もみこまれるようになつてきた。とはいいうものの、たとえ今日から出生が零になつたとしても15~64歳の生産年齢人口部分は今後十数年間毎年平均100万人以上確実に増加する。のみならず、日本の人口動態統計史上前例のない低い出生率を示した昨昭和28年においてさえも出生率と死亡率の差である自然増加率は戦前の高水準に匹敵している。だからこの現在の増加人口をどういうようにして社会経済的に収容していくことができるかという問題は、きわめて重大な課題となつてゐることを否定できない。しかるにこの問題を考えるとき、まず現在のわが国人口問題が、多分に新らしい変化によつて起つてきつつあることをみとめることが大切である。

(1)

- (1) 人口増減に關係のある結婚と出生と死亡という現象の中で社会経済の動きともつとも密接に関連して動くのが結婚であることは広く知られている。男子の初婚年齢は戦前(昭和10年頃)に比較すると戦後においてはつきりと早婚化している。ところが、出生に直接關係のある女子の初婚年齢は戦後において少し若くなつた傾向があるけれども必ずしも早婚になつたとは断定できないし、特

に昭和24年以降は再び結婚年齢がおくれかけている。だから、戦後の結婚の動きは人口の増減に対して余りはつきりした新らしい傾向と変化とかを示しているとはいいがたい。

(2) 従来は、出生の割合も死亡の割合も少しづつ減る傾向をもつていた。とはいきものの、それはいわば多産多死という形での人口増加であつた。ところが、戦後は出生の割合も目にみえて減つてきたが、特に死亡の割合は従来に予想が困難であつたほど大きく減つてきている。(すなわち昭和9～11年平均の出生率、死亡率に対する昭和28年の低下の割合は、前者が30%であるのに対して後者は40%にも達している)。つまり現在の人口増加の特色はいわば少死による人口の増加に変りかけているところにあるといえる。

(3) この少死の傾向は、戦後の国民の消費水準の回復期と重なりあつてはいるけれども、たとえば昭和9～11年頃の消費水準と死亡割合とにくらべると必ずしもこの水準の上昇の結果死亡の割合が減つたとのみはいえない。

また都会と農村あるいは第1次産業乃至第2次産業の人々にわけてその死亡の様子をみると、利用のできる資料から判断するかぎり、そこには出生の割合にみられるような大きなひらきはみとめられない。つまりちがつた地域や産業の人々の間での死亡の割合は、差も少くまた下りかたも一様である。従つて現在の人口増加の中心となつてゐる死亡の割合の減少という事実は、比較的、社会経済の動きと切り離された形で起つてきているといえる。その意味では人口の増加と社会経済の動きとを対照させてみるとそのつりあいが人口の方から破られているといった形をみせているといえるであろう。

(4) しかし、尚つつこんでこの少死の現象の背後をみると、実はこの死亡の割合が減つたのは、必ずしも病気にかかる人の割合が減つた結果であるとは考えがたい。たとえば厚生省が昨年4月現在で行つた調査によると、直ちに結核の医療を必要とする者が292万人にも達し、これに要注意者要休養者をも加えると550万人となり人口100人について6.4人の割合で結核の脅威にさらされていくことになる。つまりわが国民の健康状態が著しくよくなり、それがそのまま死亡の減少になつたとのみはいえないわけである。だからこの事実はわが国の

最近の死亡の割合の減少と社会経済の水準の恢復あるいは上昇との間にギャップがあることを示す一つの証拠だともいえるであろう。

(5) ところが出生の方は、このような死亡の状態とは異なつて社会経済の関係に非常に深くからみあつていることに注目される。全体の人々の間で平均して出生の割合が減つているようにみえてはいるけれども実際は産業の各部門、あるいは、一つの産業でもその中の部門部門でかなりの差異がある。たとえば第1次産業の中心である農業は多年わが国の出生增加の中心であつたし、今でもその傾向は強い。しかし、最近には専業農家（それも規模の大きいものと小さいもの）あるいは耕作面積が少くて農業だけでは暮せない兼業の農家あるいは農家から脱落していくような地位にある農家、さらにまたごく限られた一部分ではあるが近代的に機械化された農家等では、それぞれ出生の傾向がかなりちがつていて、出生の割合のきわめて高いものからきわめて低いものにまで及んでいる。その相異は、以上のような農家の経済上の性格の差異から引きおこされる場合が多い。

また職業別に生れた子供の数をみると、昭和15年及び昭和27年の全国調査において、中小商工業主のような部門では農業者に次いで多くの子供を生んでいる。けれども労働者や俸給生活者ではこの調査期間においてかなり著しい減少を現わしている。地域別にみても出生率は大都市においてもつとも低く農村或いは地方都市においてもつとも高い。戦前に比較してその地域差が多少とも縮少してきているがなおいぜんとしてかなりのひらきがみとめられる。

(2)

(1) そこで、人口を全体としてながめると、出生の割合が非常に下つてきたにもかかわらず、死亡の割合がむしろそれ以上に減つてきている。そのため、人口の増加の割合は、戦前戦後を通じてもつとも低い出生の割合を示した昭和28年においてもなお戦前と同じ高い水準にある。しかも人口総数は、たとえば昭和10年頃と比較しても2,000万人も多くなつてゐるのだから、今後人口増加の割合が下がるとしても当分の間毎年平均100万（いいかえると10年で1千万人）に近い増加はさけがたいといえるであろう。

もつともこのような増加を示している人口とそれを受けいれる側の産業との関係がどうなつているかをみると、ここ数年来特に鉱工業生産の回復増加は著しい。そして今までのところ、この増加人口は各部門の産業におおむね就業していて、少くとも表面上あまり失業者は多くないようにみえる。

しかし、更に仔細にみてみると、ここ2,3年来完全失業者や失業保険受給人員特に後者ははつきりと増加の傾向をつづけている。のみならず、このばかり特にその背後にひそんでいる我国産業や就業状態の特色あるいは問題として考えねばならぬような点を見逃すわけにはいかない。たとえば失業者ではないといわれても実際は失業者と同じような地位にある人がすでに戦前から多数いるといわれる。あるいは就業といつても家族労働とか小さな自営業者とかの割合が諸外国に比してずい分高く、これもわが国の低い生活程度を反映するひとつの事例とされている。そしてこのようないわば不完全就業者とよばれている人の数も発表されている統計によると昭和26年以来急激に増加の傾向を示し本年3月には260万人に達しているともいわれている。

だから総体としてみると現在の人口の増加はいわゆる人口の過剰ということができるであろう。しかし同時に今次戦争によってわが国経済の種々の条件特に輸出入の縮少などがおこっているから、過剰とは人口のみの変化による過剰ではなくして、人口と見合う経済の縮少もまた人口をして過剰ならしめるのに有力に作用していることもみとめなくてはならない。だから現在の人口増加の引きおこす問題は、生産年齢人口の激増、いいかえると毎年就業の追加を必要とする人口の激増に対してそのような就業の機会を与るべき経済活動の面では逆に縮少があつたのでこの間におきてくる不釣合を、人口と産業の両側面から今後どう解決しなければならないか、ということになるのである。

- (2) そこで今後増加する生産年齢人口のうち就業を必要とする人口がどのくらい産業に吸収される見込があるかを戦前の実際の傾向から推計してみると、その吸収が非常に困難であることがわかる。15才から64才までの生産年齢人口は昭和25年の4,960万人から昭和40年には約6,690万人になる見込だから、年平均増加は約115万である。このうち就業しなければならない人口は、従来の就業人口増加割合から計算してみると約75万人に達する。ところが過去の日

本の産業の就業人口吸収率は発展（大正9年から昭和10年にかけての）が今後も（昭和25年から40年にかけて）同じように行われるものとしても毎年平均して産業に追加吸収される見込のあるのは、わずか36万人位で、毎年就業を必要とする人口の半分にも達しない。

そうすると、毎年平均約40万近くの人口が失業することになり、十数年後には働く能力と意志をもちらながら働くことの出来ない失業者が560万人にも達する計算になる。

- (3) ところが、このような不釣合の一方の条件である人口について考えておかねばならないことは、人口を変動せしめる根本原因である出生と死亡の性格が非常に異なることである。

人はだれでも長命を求めるものであるから死亡は社会的には個人の意思や希望によつて異ならない現象であるといえるのに対して、出性は常に個人の意思なり行動なりを経由しないとおこらない現象である。だから出生の割合だけから考えると、死亡の割合とはちがつて、現在の人口増加の圧力が今後において現在と同じように減るともあるいは逆に減らないとも今から予定することが困難である。零細な農家とか小商工業者とか現在高い出生の割合を示している産業や職業の部分に就業している人が今後減らないでふえるようなばあいには、広く現在以上に出生調節が行われないようになるばあいと同様に人口増加の圧力が減らなくなるから、差当つての人口と産業との不釣合が一層人口の側面から強化され、問題が今よりもつと大きくなることが考えられる。

(3)

- (1) 当面の人口増加は、すでにのべたように増加のしかたが變つてきつつあることを示しているが、その変化はこれだけにとどまらない。増加のしかたと同時に人口の「構成の型」もここ十数年の間にいちぢるしく變つてくることを予想させる。そしてこの「型」の変化もまた当面の人口問題の重要な一つの側面をなしている。
- (2) 現在の出生と死亡の割合をもとにして考えると、今後当分の人口の増加中心部分は、生産年齢人口（15～64才）になる。ということは人口の増加の型が今

までとはちがつて幼少年層でふえないで青壯年層でうんとふくらんでくることを意味している。この増加する人口部分が生活していくためには、経済の面からみれば、彼等に食糧を与えるという形ではなくて、働く場所を与えるという形がとられなければならない。

- (3) また人口の年齢別構成が変つてくるので、その消費する物資従つてこの物資の生産、流通にかかわる産業の構造もまた当然変つてくる。
- (4) 人口の以上のような増加とその増加のしかたの変化ならびに人口の型の変化が生ずる期間、すなわち変化の速度もまた問題の大きさに影響するところが大きい。わが国の現状ではこのような変化が比較的短期間にできあがる見込が多い。

第2 対策要綱

このような人口増加とその変化に応じた経済の発展を実現すべきことは必至であると共に、多くの困難をもつてゐることは卒直に認めねばならない。従つて、この問題を解決するためには、まず、わが国全体をあげて堅い決意と努力とが不可欠である。

その前提の上で考慮されねばならない根本方針はおおむね次の三つに要約できるであろう。

1. 合理的な就業機会の増大を中心とした経済の計画化及び産業構造の徹底した再編成。
2. 特に生産年齢人口の激増するここ数年間についての短期対策と多少遠い将来にわたつての人口増加の推移に対応する長期対策の樹立。
3. 前項政策を円滑に推進せしめるために、同時に平行して失業対策、社会保障その他広汎な社会政策の合理化と拡充。

このような根本方針に従つてとられるべき人口収容力対策の要点を示すとおおむね次の如くである。

(1)

- (1) わが国、経済の力はここ数年来かなり急速に戦前の状態を回復しつつあるとはいえる、国際競争の激化しかつ変化した現在なお国際水準からみると劣つております、資源、市場等の増大は必ずしもよいではないと考えられる。そこで当面の人口増大の圧力に対して不足する経済力を有効にはたらかせ、また思わざる社会不安の発生を防ぐためには、経済の発展をはかる体制として、できる限り計画的、組織的であることが必要である。
- (2) 戦後の経済回復を進めるに当つては事態の必要から生産の増大を求めるのに急であつたけれども、今後は経済の発展が就業機会の増大を最も重要な目的とすることをはつきり打出さねばならない。このことは当面の人口対策からして必要であるのみでなく、ひろく、いわゆる完全雇用の目標からも当然の必要とされるであろう。従つて、またそのような就業者の増加がはかられる場合は、在来のままの就業増大、いいかえると、今日非常に多く存在しているといわれる不完全就業者のような形での表面上の就業者の増加ではなくて、近代的雇用の合理的拡大という形がとられなければならない。
- (3) 従来でも人口が日本経済に対して負担にのみなつていたわけではない。現在の日本産業からみる場合、人口と産業の釣合の上で再び現在と同じ困難を繰返しておこさぬためには、産業の側面からいつても人口の不釣合な増加をうまぬような就業の機会を産業自ら作り出すことが少くとも長期的な見方から必要不可欠である。

(2)

- (1) 人口の増大に応じて就業の機会をふやすためには、経済規模の拡大が必要であり、そのために、資源、市場を増大する努力が必要であることはいうまでもない。しかし、特に今次戦争前と異なり、原料はもちろん食糧ですら輸入に依存せざるをえなくなつた現在のわが国の経済にとつては、人口収容力からいようと、これまでの程度以上に貿易の規模の拡大がますます重要となつてくる。つまり、国内での資源、市場の増大も必要であるが、同時にあらゆる方法を用い

て貿易関係を拡大することが要請される。特に貿易関係では戦前に比してもまだ正常な通商関係を回復していない地域が多いこと（たとえばソ連、中共はもちろん東南アジア諸国）、ガット等の国際貿易機構へまだ加入していないこと等、いわば日常の取引を始める以前の条件さえ整備していないことなどはできるだけ早く是正されることが要請される。と同時に各国の経済発展によつて世界の貿易市場の構造もこれまでとはちがつてきつつあるから、そのような変化にこたえる新しい貿易対策をたてるにも必要であろう。

- (2) わが国産業の特殊性を考えつつ、第1次、第2次、第3次産業の組合せを高めて就業の機会を増加すべきである。
- 1) 第1次産業特に農業は、その経営の多角化とかあるいは合理化等の方法を進めることは就業機会の点からみればそれを直接増大する効果があるかどうかは、疑わしいとしても、出生をめぐつて人口増加の圧力を緩和する対策からは望ましい。
 - 2) 第3次産業では、たとえば小商業が無拘束に従来のようにふえることは、就業を増加せしめて人口増加の圧力緩和に役立つようにみえても、妥当でもないしました望ましくもないから、むしろこれになんらかの合理的な枠ができるだけ自主的に作り出す方向に導き、その上での発展をはかる必要がある。そして就業の増大のためには、交通、運輸その他第2次産業の発展と直接に結びつくことの深い部分を中心にしてその発展を進めるべきである。
 - 3) 就業増加のためには、わが国の現状では第2次産業が一番重要である。そしてひろく、雇用の量が大きいことしかも同時に純生産物が相対的に大きく原材料等の需要への圧力が比較的に少い産業部分たとえば化学工業の如きを考えらび、計画的にその発展を進めることが望ましい。たとえばその場合、わが国のいわゆる生産財生産部門の産業（たとえば金属、機械関係）は単位労働力でくらべると、必ずしも消費財部門の産業、（たとえば紡績業）よりも生産的であるともいえない。しかし労働力も多く雇用し、又原材料の使い方では比較的に有利であり、且日本の全体の生産から考えると、国内でそのような生産財部門が成長してくることは、結局において消費財部門と一体になつてわが国の産業の生産上の力をふやすことになるのであるから、この点も

また産業部門の選択にあたつて充分に考慮されなければならない。

特に輸出関係では、販路の確実でかつできるだけその原材料の自給できるものが選ばれるべきであることはいうまでもないが、具体的にはたとえば、すでに世界市場において品質、ブランドその他の点で存在をみとめられているような高級製品、近代的生産方式によつて中小企業が製造している耐久消費材、後進国の工業化にともなつて輸出の増加が期待されるもの（たとえばプラント類）あるいはこれらと結びつく原料、素材、半製品等を生産する部門等を発展せしめなければならぬであろう。しかし、輸出の拡大をはかると同時にいろいろと困難の多い輸出にあまりに偏向しないようにできるだけ輸入（特に消費材、完成財の輸入）依存の割合を国内開発（あるばあいには消費規制）によつておさえることも就業機会増大のために必要とされる。

(3)

- (1) 就業増加に必要な資本の調達には多くの困難が予想されるからあらかじめその対策をたてることが望ましい。
 - 1) 財政的方法による資本の増大が今後も重要であるけれどもそのばあい前にのべたような計画と産業の選択が人口対策上必要である。また外資の導入はこのような就業の増加に役立ちかつ同時に日本の産業の将来の発展を阻害しないようばあいには望ましいであろう。
 - 2) 資本の蓄積は、ややもすると国民の消費水準と衝突するばあいがあるから合理的な労使関係を保証すると共に公私の厚生施設の社会的拡大をすすめる必要がある。
 - 3) わが国では、産業の発展の歴史と需要の性質と更に比較的に多い労働と比較的に少い資本の供給上の不釣合とから、中小企業がひろく生れてきており今後もその状態はふえこそれ減るとは考えられない。ところがこのような経営体はしばしば就業の場としても問題があり、また出生調節の面からいつても問題であるので、中小企業の組織化等による合理化をはかることが人口対策上からも必要である。
- (2) 増加する人口を産業に就業させるためには、そのための産業的教育を改善拡

充する必要がある。

- 1) これまでの義務教育の中へ一層就業機会と計画的に結びついた産業教育活動を入れるとともに、このような教育活動を年齢的にも延長し、低年齢層の労働市場への圧力をへらすことに役立てることが必要である。
- 2) 産業的教育を就業の条件と結びついた実際的なものとすると共に応用の巾の広い教育計画を樹立実行することが望ましい。
- (3) 上述のような多方面にわたる施策を講ずるとしても、少くとも過渡期において、増加人口に対して充分な就業の機会を確保するにはいろいろな困難が残るであろうから、この就業の不足に対してはやはり当面の失業対策を拡充することが必要であると共に他方組織立てられた社会保障的施策をそなえることが必要である。

(4)

- (1) 就業の増加を必要とする時期には山があるから、問題の発展の度合に応じて対策を行うことが必要である。特に現在はデフレによつて就業が圧縮される傾向がある。その上に今後数年間に就業増加の必要の圧力はとみに高まると考えられる。であるから、その時期に対してはできるだけ弾力性のある対策をもつて就業機会をあらゆる方面にふやすようにしなければならない。
- (2) なお以上の対策とならんで、次の如き啓発運動と研究とを行うことが絶対に必要である。
 - 1) 人口問題に対する対策は、人口のありかたについて的一般国民の深い理解が窮屈の必要事である。従つて、あらゆる方面から広く社会全体の人口問題に対する理解を得る努力活動を常時行うとともに、大学その他の研究機関における基礎的な人口研究の普及発達をはかる必要がある。
 - 2) 産業と人口との間の適切な関係をつかみ、将来の持続的な対策を立てるよりどころをあきらかにするために今から経済の方向からする適度人口規模についての実際的調査を進めておくことが必要である。
 - 3) 産業を拡大し、就業機会をふやすためには、これを支える資源利用の向上、生産能率の質と量との両面にわたる向上が不可欠であるので、わが国科

学技術の一層の発展をはかることが必要である。

(5)

以上は、人口収容力の見地からみた人口対策の大綱を総論的に指示したものであって、各論的、実践的な主要事項については、逐次、審議を完了した都度、決議を行う予定である。

〔附 帯 決 議〕

人口問題全国会議(仮称)開催提唱に関する決議

本決議の趣旨にかんがみ現下の人口問題に対する理解をひろめ且研究調査の発展に資するために、わが国各方面の人口問題に関心のある人々をもうらする人口問題全国会議(仮称)を関係機関ならびに団体の協力の下に開催することを提唱する。

潜在失業対策に関する決議

(昭和31年12月14日)

まえがき

第1部 潜在失業の現状分析

第2部 対策の緊急性

第3部 緊急対策

まえがき

かつて、われわれは、わが国の人団問題の中心が大きな雇用問題であることを明らかにした（本会中間報告「今後の人口と就業」昭和28年12月、参照）。異常な人口の圧迫から発生する雇用問題の重大化についてその時われわれの行つた見通しは、その後現実の事実として現われてきた。いなむしろ現実の事態はわれわれが予想したところよりも一そう深刻なものがある。

この一両年、豊作その他の経済条件の好転によつて、わが国の経済は、全体として、かなり拡大したことが認められるけれども、その内部の不均衡は一向に改善のきざしがない。人口の圧迫は依然として最大の障害として作用しつづけている。生産年齢人口は毎年百万以上も増加しており、労働力人口は更にそれ以上の著しい増加をつづけている。労働力人口がこのように著増しているのは、女子や老人で労働市場へ出てくる者が最近ますますふえてきたからである。このような形の労働力人口の増加は、どうみても、合理的な雇用の増加とはいえない。毎年百万を大きく上廻る増加就業者の過半数は、生産性も低く、所得もまたきわめて低い、いわゆる潜在失業的就業者の増加として行われているものと推定される。こうして人口の雇用に対する圧力はふえこそすれ、減つているとは考えがたい。

このような状態に対する基本的対策の大綱についてはすでにこれを発表したので最早繰り返す必要はないであろう。（本会「人口収容力に関する決議」昭和30年1月参照）。

われわれは今それを潜在失業対策として更に具体化し、緊急にこれが対策措置を講ずべき段階に達したと考える。潜在失業対策は、差しきつた当面緊急の対

策として一日も早く着手されねばならないものであるが、それが同時にわが国経済の基本的構造的な矛盾と対決しようとする一大英断を必要とするものであることはいうまでもない。

潜在失業とは、表面からみれば就業であるが、正常な就業とみることのできない就業であり、わが国では既に二十数年前からその存在が指摘され続けてきている事実であつて、わが国経済の痼疾化しつつある矛盾である。それは就業ではあるが、著しく低い生産性とははだしく劣悪な所得水準の下に、しかも當時多量に存在し、かつ不斷に再生産されつつある現象である。その就業としての実態は、不完全就業というよりはむしろ失業の一形態と考えらるべき「就業」であり、失業対策が当然に取りあげなければならないところの状態、すなわち潜在失業と呼ばるべき現象なのである。

わが国では、不況期にあつてさえ、完全な失業者として顕在化される者はきわめてたくない。いわんや人口増加の圧迫から強化される雇用の相対的不足はほとんど失業としてあらわれることなく、失業は、恰も武藏野の逃げ水の如く、潜在失業として吸収されているのである。このように潜在化し、かくされている失業も、今まで当たりまえのこととして見過ごされ、否、見過ごすことがむしろ便利だとして政策から「政治的」にさわられずにきたものであるが、最近の諸情勢は、後にのべるように、もはやこれをそのままにしておけないような限界点に到達した。

今日のわが国ははげしい歴史的転換期にある。国民経済は一段と産業の構造を高度化し、これによつてその生産力を画期的に上昇させなければ今後の国際競争のうちに生きながらえてゆくことができない。それに応じて国民生活もまたいままでのようない非合理的な非能率的な生活態度を脱却して、もつと近代化された高度高能率の合理的な生活水準に移行しなければならない。そのためには、長期経済計画の上に立脚した人口の量および質の適正化が必要であることはいうまでもない。

しかし、今日のわが国の雇用問題の本体は単に労働力人口が異常に激増していくという事実の中にのみあるのではない。それはむしろわが国経済が膨大な低位産業部門をかかえていて、これら生産性の低い家族経営的な産業部門に国民の過

半を生存させてきたという事実の中にある。生産年齢人口の激増ももともとこのような産業構造の中で温存されてきた大人口を母胎としてこそ現われてきたものである。したがつて、われわれが取り組まねばならない潜在失業問題の本質は、単に失業者がたやすく潜在化されるという個人的な事実によりも、むしろひろく潜在失業現象を可能にしている社会の場それ自体の中にある。しかもそのような場は生産年齢人口の圧力のために一そう拡大され、これまで以上にその就業人口を大量に潜在失業化しようとしているのである。

戦後10年、すばらしい成長をとげてきたわが国経済も、この問題を解決することなくしては、もはや今後の発展を期待することは不可能であろう。否、潜在失業は大きな社会不安の温床とさえなつてきた。われわれは、この深刻化すればするほど自ら社会に訴える声を弱くする潜在失業を進んで人口対策の焦点に取りあげねばならない時期に到達していると考える。

第1部 潜在失業の現状分析

1. 農業は戦前よりも進んだ技術水準において戦前以上に多くの労働力を就業させている。農業経営の多角化も若干進捗しているが、耕地面積は明らかに戦前よりも縮少している。終戦直後における農業の超過剰就業状態はすでにほぼ清算された。そして最近は緩慢ながら零細兼業農家の農業離脱過程も進行しているが、しかしそれは、過剰な農家戸数の合理的な再編収縮運動というよりも、むしろ全農家を襲いつつある兼業化過程の末端に現われたその余波にすぎない。そして過小農的生産体制下の600万の農家と3,700万が農家人口の不動の存在それ自体が、わが国経済の特異体質の、いいかえれば潜在失業的就業をたやすく発生させる生産様式と労働形態の最大最強の基盤であるという事実には依然としてかわりがない。
2. 農業部門は依然として膨大な潜在失業をかかえこんでいるけれども、昭和5、6年頃のように都市の失業までも吸収してしまうような潜在失業の貯蔵所としての役割りをこれにおしつけることは、単にわが国人口構造の変化の上からみただけでも不可能事となつた。それだけ潜在失業の問題は都市の産業部門において一そうその深刻さを増しつつある。零細な商業やサービス業部門での就

業者数の激増や、日雇労働者の増加と定着化傾向などは、このことを最もはつきりと実証する事実である。そして、このような都市人口における潜在失業層の拡大は、潜在失業問題を、国民経済的にもまた社会的にも、いよいよ緊急なものにしている。いいかえれば、基幹産業部門における近代的合理化と過剰人口の潜在失業化傾向とを別々の産業や都市と農村とにふりわけて始末しようとした今までのようなゆき方は、上の点だけからも、もはや不可能になつてきた。

3. 潜在失業症状の濃化は低位就業者の累年増加の傾向の中にもつとも明白に看取される。たとえば、労働力調査の結果によつて、全就業者を就業時間別に分けてみると、週35乃至48時間という最も正常な形の就業者は年毎に減つていて、逆に週20時間未満あるいは週60時間以上というような短時間就業者と長時間就業者は年々いちじるしく増大している。しかも、このような傾向は、最近就業者を余計にかかえこんだ部門、即ち産業別には非農林部門で、またその中でも業態別にわけると自営業部門において著しい。
4. 年平均120～130万にものぼる最近の増加就業者の過半は主として非農林部門における零細自営業や低賃金の零細企業部門に吸収されている。産業別には商業およびサービス業への就業が目立つて大きい。この種の就業形態こそ潜在失業の宿り易い典型的地盤であることはいうまでもない。もちろん、製造工業部門でも就業者は相当に増加しているが、その就業先を経営規模別にみると、その大部分は中小工業や更に零細な家庭工場などの増加である。
5. 新規学校卒業者の就業状況をみても、その大部分は中小企業と家業へ吸収されており、中学校卒業者においては小工場の工員となるものが多いのが目立つている。
6. 日雇労働者も増加の傾向にある。かつ日雇労働者は、戦前は主として農村零細農層からの横すべり移動であつたのに対して、今日ではおもに都市の諸産業からの落層人口によつて補給されている上に、一時のプールではなく、恒久的な働き場に変化し、停滞化した就業者群を作り出しつゝある。
7. 家内工業もまた、旧態依然たる非人道的といつてよいような労働条件の下で多数かつ公然と存在している。たとえば、山梨県の郡内地方における零細な紡

織工場、いわゆるハタ屋での就業状態を述べてみると、朝は6時ないし7時から夜は8時、9時までの14時間労働を普通のこととし、場合によつてはもつと長時間働かされているが、ここに雇われている住み込み女工の給与は月3,4千円程度で、それも年ばらい、前ばらいなどの半身売り的形態のものが多い。もちろん業主の子供もこれら被傭者と同じように働かされているわけで、家族従業者のそのような労働形態が住み込みの被傭人にも同じような過重労働を強制しているわけである。

8. 各産業における賃金格差は極めて著しく、その上ほとんど改善のきざしもみられない。従業員が30人未満の小工場の工員賃金は、従業員1,000人以上の大工場のそれにくらべると半分ちかくに低いものであるが、更に従業員10人未満の零細工場になると半分以下にも下つてくる。近年好況の余波は次第に中小企業の方にまで浸透はじめたといわれてはいるが、経営規模別の賃金格差は逆に最近むしろ拡大傾向を示している。
9. 低所得就業者数は今日すでに膨大な数に達している。その計量は技術的にいろいろの問題点をふくんではいるが、総計約4千万人の全就業者中、600万ないし700万、即ち優に1割5分をこえる部分の者は、現在国から扶助を受けている被保護世帯の生活程度とあまり違いのない生活を余儀なくされるような労働所得しか与えられていないものと推計される。しかもこれら低所得就業者の半数ちかく約300万は、農林または非農林業の自営業主としてないしは30歳から65歳までの男子被傭者として、いずれも独立世帯の責任者と考えられるもので占められている。
10. この低所得就業者層は、今後十数年の間人口増加の圧迫が非常に強いので、よほどの対策が実施されないかぎり、更に肥大するとも収縮する公算はきわめて少い。

以上、現状分析の結果を更に要約すれば次のとおりである。

1. 潜在失業層はきわめて膨大な量に達し、かつ最近は都市においてもまた急速度に肥大しつつある。
2. 国民経済の成長に対応して潜在失業層もまた肥大しつつあり、少くとも現

象的事実として両者は明らかに相互背反的運動形態をとつている。

3. 潜在失業層はそれ自身においてもまた、最近の「厚生白書」で示されたとおり、貧困と疾病との相互的拡大その他の悪循環的運動を余儀なくされている。

第2部 対策の緊急性

1. 国民経済構造上の欠陥が人口問題として痼疾化しているので、対策がむずかしいことはいうまでもないが、対策の緊急性についてもとかく忘れられがちである。しかし今日その対策を確立しなければ国民経済の今後における正常な前進は不可能であるし、放置すれば潜在失業問題をいよいよ深刻化し、累積される社会不安が爆発する危険も大きい。
2. 国民経済的採算の上からみて差し当つての障害を列記してみても次のような諸事実を指摘することができる。
 - (1) 非生産的な零細農家が農業を離脱することもできずに多数滞留していることが米の生産費を不当に高いものにし、ひいては商品価格の国際競争力を弱くしている。しかも現在の多分に保護政策的な米価ではかつても米生産農家の約2割ないし2割5分はその生産費をつぐなつていない。その上、このような非生産的な零細経営が都市の失業者の吸収体として果してきた社会的機能は今日では著しく小さいものになつた。
 - (2) 低所得就業の増加は単に要保護世帯を増加させているばかりでなく、疾病的増加を通じて社会保険制度の危機をさえひき起している。現行の生活保護法による被保護世帯が保護をうけるようになつたのは疾病を原因としているものが特に多いばかりでなく、一般人口のばあいにおいても所得階層と疾病率とは極めて密接な相関関係を示している。
 - (3) 現行の失対事業は、事業として全く生産性に乏しく、しかもその費用は今後ますます増大過程をとること必至である。
 - (4) 底のない低賃金は本来非労働力であるべき者をも労働市場へ駆り立て労働市場の圧迫をますます強化しているのみならず、更に家事労働力の不足が正常労働力の労働能率を引き下げるという悪循環をひき起し始める危険はきわ

めて濃い。

- (5) 極端な賃金格差で隔離された無組織労働者層の存在は、成立しつつある労働組合運動への脅威を意味すると同時に、労働組合が生産性向上運動に全面的に協力しない理由もまたここにある。
 - (6) 他方、極端な賃金格差があると、近代的産業部門でどのように合理的に労働力を収縮しうる場合があるとしても、それに対して大きな社会的抵抗がうまれるので、そのためかえつて臨時工制度の乱用や、水まし雇用の状況を余儀なくさせている。
 - (7) 今後中小企業の輸出産業化が要望されるに当つて、ソーシャル・ダンピングのそしりをうけることが市場の拡張に大きい阻害要因となつてくることは疑いない。
 - (8) 基幹産業部門における、生産力の高度化はそれほど新規に雇用を吸収するとはみられないで、雇用の増加は色々な形と産業部門での中小企業に期待せざるを得ないが、中小企業における潜在失業的就業の増加はすでに国民経済近代化のための資金の手当を著しく制限せざるをえないような状況になつてきている。
3. かりに国民経済的利害得失を考慮の外においても、潜在失業層の累増によつて深刻化されつつある社会悪や社会不安は、放置することのできない事実である。それは現在の経済体制そのものへの不信をいよいよ強化するわけであるから、早急に緊急対策を講ずることが必要である。

今日の世情はかつての昭和初頭の恐慌当時ときわめて似たところがある。昭和恐慌後に推進された産業合理化政策は国民経済の高度化に大きな寄与をしたものであつたが、そのしわよせは農村や中小企業に押しつけられた。そして民主主義的改善の希望を失つた農民や都市の小市民大衆の窮乏化が軍国主義的独裁の擡頭を生む社会的温床となつたものであることはいうまでもない。現状もまた当時と似たところが多く、人口の圧迫はむしろ当時以上に大きい。

第3部 緊急対策

1. 潜在失業対策は全体としての人口対策を前提としていることはいうまでもな

い。切離され、孤立した潜在失業対策は無意味である。したがつていま潜在失業対策を考えるに当つては、まず、われわれがさきに決議した人口収容力に関する対策を改めて想起したい。われわれはさきに雇用の増大を中心とする計画的な産業の再編成と失業対策・社会保障の拡充完備という両面的、総合的な対策の必要を求めたのであるが、このような全面的対策を前提としてのみ、潜在失業への対策はとりあげられねばならない。くりかえしていえば、潜在失業問題の解決は、今日のわが国の場合、全国民経済の徹底的再編成をまつことなしには期待しがたいのである。しかし、一挙にすべてを望むことはかえつて何もないのと同じようなことになろう。そこで、今日の基幹産業部門における資本の高度化、生産性向上の努力に対応し、むしろそのような資本の高度化による雇用拡大効果もにわかに期待しがたいような限界点にいる国民大衆の生活問題の立場から国民経済の再編という共通の問題に接近してゆくという態度を確立することが肝要である。そして少くとも国民経済の前進がかえつて潜在失業層を肥大させ、潜在失業問題を深刻化させてゆくような悪循環的運動を停止させるに足る強力な措置がとられねばならない。いいかえれば、国民経済の拡大努力がその均衡を犠牲にして独走するようなことのないような保障方策を早急に樹立する必要がある。このような立場において、潜在失業を目標とする緊急対策を作り出さねばならない。

2. そのためには次のような一連の諸対策が指摘されるが、それらはすべて潜在失業に対する緊急対策という共通の趣旨と熱意をもつて行われることが必要である。

(1) まず第一に悪循環を断ちきるための戦略的要点として、現に潜在失業を地盤にして成立している就業部分に直接その失業的性格をなくすための対策をとるべきであり、その道として過去半世紀西欧社会でとりあげられてきた古典的手段をとりあげるべきである。すなわち、労働基準法中に既に最低賃金制度が制度として定められていることを再確認し、その「最低賃金制度」を早速実施にうつすとともに、これと並んで同じく最低賃金制度を中心とする「家内労働法」を制定することが必要である。その最低賃金水準は少くとも個人として独立にその労働力の再生産を保障するに足るものであることが

必要である。また両制度の実施に当つては、差し当つては、対策効果の最も著しい産業および地域をえらんで実施されることが妥当であるが、その際特にこの制度の原則的意義を社会的通念として浸透させる努力を不斷にあわせ行うことが必要である。

- (2) 上の対策趣旨を援護し、かつ最低賃金水準を次第に上昇させてゆくための一一番大事な国民経済的保障として農業生産の近代化政策を強力に推進すること。この場合国民経済的採算に合わないような従来の保護政策を再検討し、農業離脱過程にある階層に対してはこれを農家として保全するよりもむしろ別途の救済方策を講ずるよう政策を合理的に二元化することが必要である。適格な農村工業の振興についてもこの際一段と努力されることが望ましい。
- (3) 以上の諸対策と並行し、とくにこれら諸対策によつて逆に潜在失業化されるであろう一部労働力に対するさし当つての手当としては (1)生産的な公共事業の拡大によつて余剰労働力の生産化を図るとともに (2)社会保障制度を潜在失業に対する闘争の一環としてとりあげ、その趣旨にそつてこれを拡大強化し、零細事業の労働者のみならず、業主をふくめ全従業者にその効果の及ぶような道を開くことが必要である。

公共事業の拡大に当つては今日の非生産的な失業対策事業はできるだけこれに吸収してゆくことが望ましいが、その場合は労働力の地域的需給関係や所要労働者の質の問題の調整に十分考慮する必要がある。

また社会保障制度の拡充については現行生活保護法を最低賃金制度の内容と見合うように運営してゆくことが必要であるが、この場合、社会保障制度は単なる救貧制度ではなく、国民所得の再配分と国民経済の能率的運営のためにも欠くことのできない制度であることを再確認し、特に潜在失業対策効果の大きいものから重点的な拡充措置をとることが必要である。

- (4) 今後潜在失業の最もしわよせされてくる公算の大きい零細商業部門については、比較的自由競争と職業移動のはげしいところであるから、直接の制限方策をとるよりも全産業の最低所得水準の上昇策を推進する方が本筋だけれども、政策として許す限り自主的な調整組織が成長する道を開き、場合によつてはこれを組織することが望ましい。

- (5) 中小工業については、賃金、租税、技術等、企業自体によるその体質改善の実践を促進する方策をとると共に、可能な限り組織化の道を制度化して保証し、同時に、大企業との間の分野協定標準取引条件の確立等の措置を講じ、これによつて、中小企業を合理化し、合理化による生産力の増大、中小企業への合理化成果の還流の道を作り、中小企業の収益ならびに労働条件の適正化をはかるべきである。
- (6) 産業の生産性の向上に必要な個人的適応力を増進するとともに、労働力の適正な産業配分をも考慮した産業教育の整備を図ること。そのため労働市場の圧迫緩和に大きな効果を果してきた戦後の教育制度についても更にその産業教育化を徹底するとともに、成人に対する産業的再教育制度についても考慮することが必要である。
- (7) 国外雇用の道を開拓することが不可能でないことも忘れてはならぬ。一般に労働力の不足が伝えられる地域、あるいは、指導的熟練労働の不足が伝えられる地域が少くないことに省み、このような要求に適する労働力を期限つきで供給し得る公的組織を作り、少しでも合理的な雇用の場をふやすことに努めるべきである。

3. 長期国民経済計画に対する要望

- (1) 正攻法は雇用の正常な増加を第一とする。したがつて雇用問題を計画の中心的主題として取り上げること。ただしこの場合、わが国の雇用問題は常軌の経済拡大政策だけでは解決しえない事情にあることを自覚し、潜在失業問題の解決をめざす形のものとしてこれを取り上げる必要のあること。
- (2) 産業政策の重点が輸出貿易振興策にかたより過ぎる傾きが多いから、国土および国内市場の開発拡大政策に対してもこれと対等の重点をおくとともに中小商工業についてその体質ならびに環境にわたりその改善対策を長期的に確立すること。
- (3) 人口問題の解決を最終目標として人口構造の変動に即応して段階的な長期対策を立案すること、その第一段階として少くとも今後10年の労働市場の圧迫の異常に強化する時期を画し、それに対する第一着手として以上の緊急対策を強力に行うこと。

以上

人口資質向上に関する対策要綱決議

(昭和37年5月8日)

まえがき

第1部 現状の分析

第2部 対策

まえがき

財団法人人口問題研究会は、戦後における日本人口の激増と経済発展との不均衡に対する基本問題に着目し、これが解決促進のため対策委員会を設け、慎重な審議を重ねて幾多の基本対策を決議し、政府に建議を行なつてきた。まず、昭和29年7月には、人口増加の調整の必要を力説して「人口対策としての家族計画の普及に関する決議」を行なつた。人口増加率はわれわれの期待に添うごとく著しい低下を示してきた。しかし、反面において経済の成長はようやく軌道に乗り始めたものの、人口と経済発展の矛盾はかえつて表面化するに至つた。そこでわれわれは、日本人口の構造変動、特に生産年齢人口激増の傾向分析の結果に基づき、その収容力対策樹立の急務であることを力説して、昭和30年1月に「人口収容力に関する対策要綱」を決議した。さらに、このような経済の側の施策の重要性を追求し、人口増加圧力のしわ寄せの結果ともみられる膨大な数に達している潜在失業人口の存在に着目し、その解決のための緊急対策、長期国民経済計画の必要性を、昭和31年12月の「潜在失業対策に関する決議」において明らかにした。

その後、日本経済はめざましい高度成長を示し、危ぐされていた経済と人口との間のアンバランスは著しく緩和されるに至つた。こうして、人口の量的調整は一応成功したとみられるが、このような人口変動の急速度の近代化にともなつてさらに複雑困難な問題に直面するに至つた。すなわち、それは人口資質向上に関する問題である。しかし、人口資質に関する政策が過去において全く行なわれなかつたわけではない。むしろ、人口資質向上政策はいずれの社会においても、いずれの時代においても人間のために、社会のために行なわれてきたと言つてよい

であろう。人間の資質を向上させるということは、単に遺伝的な資質の向上のみをさすものではなく、精神的、肉体的状態を向上させる教育や体育も含まれているからである。言い替えれば、社会は常にこの資質向上対策を講ずることによつて進歩発展を遂げてきたのである。

人口資質向上に対する要請は、このように普遍的なものではあるが、しかしその要請の度合や改善の速度は決して一様ではない。

今日、一方では、空前の技術革新がますます高度の人間能力を要求するに至り、その基盤としての人口資質の向上を積極的に要請し、他方、わが国人口資質の現状は決して満足すべき状態ではないのであつて、この際、人口資質向上の総合的対策の確立と強力な実施の必要が痛感されるに至つた。

しかし、人口資質の向上を図るということは、単なる技術革新のためのものでもなければ、労働力不足を訴える産業界の要請に答えることのみを目的とするものでもない。その究極の目的は、人間自身のためのものであつて、人間を手段として考える人的資源政策ではない。しかし今日しばしば人間資本投資とか人口投資とかいわれるが、それはむしろ人間自体のための投資でなければならない。その意味での人口投資とは、たとえば、教育、保健など人口資質向上のための支出を意味し、それには労働移動のための費用まで含まれることがある。

さらに、人口資質向上対策について留意しなければならないことは、それが長期的、恒久的效果を目的としていることである。たとえば、優生政策や、放射能の遺伝的影響対策などは、世代を単位とする長期的效果を考慮するものである。

すぐれた個体の資質を最高度に伸長し、劣弱な個体の資質の向上を図り、社会成員全体の資質を上昇せしめるとともに、将来の世代人口の資質の改善を企図する人口資質向上対策は、先進国の本質的な人口政策と言うことができるであろう。

今次戦後における日本人口変動の基本的特質は、周知のごとく、先進諸国にも前例のあまり見られない速度をもつて出生率、死亡率が激落し、国際的に見ても著しく低い水準に到達した点に見られる。しかし、出生の変動にもなお不安定な要因が見られ、死亡構造にもなお改善の余地が見られることは言うまでもないが、人口変動が基本的には著しく近代化した型を示すに至つたことは、認めるこ

とができよう。ただ、留意しなければならない重要なことは、今日の安定した人口動態率が、今後仮に変化しないでその水準にとどまるとしても、過去の十数年間に生じた人口動態率の激落は、引き続き近い将来にわたつて大きくその影響を現わし、社会経済発展の基本的条件となるという事実である。

出生率の著しい低下は、出生に対する生活態度の変化を反映するものであり、それはまた基本的には激しい社会経済的変化に対する日本人口の心理的順応運動であると言えよう。死亡率の低下は、公衆衛生活動、医療施設・制度の拡充・強化、医薬の進歩と国民生活水準の上昇、公衆衛生、保健に対する国民の知識、関心の上昇などの総合的結果である。

しかし、ここで重要なことは、このような急激な社会経済的変化に対応する人口の運動は、今後においても行なわれることは当然予想されるところであるが、過去の急速な出生率と死亡率の変動の結果としての人口構造を根本的に変更するということはほとんど不可能であるということである。この点に、技術革新に基づく急激な社会経済的進歩のための要請と、これに対応する人口の側の順応条件との間に早急な調整を図ることが困難である。

いま、労働力供給の源泉としての生産年齢人口増加の現状と将来をみても、その傾向を一朝一夕に改めることはできない。したがつて、たとえ今後における日本経済の発展が多数の労働力人口を需要するとしても、人口資質の向上にまつたほか、生産年齢人口がこれに応じることはできない。すなわち今後における加速度的な技術革新を中心とする日本経済の発展の要求は、ややもすれば人口変動との不均衡を激化させるおそれがある。この不均衡を調整する対策として人口資質向上対策の重大な意義がある。

日本人口の資質向上対策の重大性は、このような世界的に前例のないような人口変動と同じく、めざましい経済成長によつて急激に表面化してきた。個人の資質を向上せしめ、社会の発展を図ることは普遍的な政策であり、日本の場合の特殊性にかんがみて、その重要性の実体について深い認識を持つことが、この対策推進の基本的的前提であると言えよう。

第1部 現状の分析

人口の資質の現状を見るに当たり、人口構造そのものについては比較的明確にこれを分析することができ、また、体力的な質についてはきわめて有力な指標として死亡の動向について明らかにできる。しかし、体位、栄養、疾病などについては、その動向を明らかに比較しうる資料は必ずしも十分ではなく、さらに精神的文化的な側面に関する資料はきわめて不十分ではあるが、資料の許すかぎりこれらを分析することによつて以下の事実が認められる。

1. 人口構造の転換と社会的経済的発展

- (1) 戦前の多産多死型の人口動態から戦後先進文明国なみの少産少死の近代型への転換がきわめて急激であつたために、年齢構造の変化もきわめて著しい。特に、生産年齢人口は現在すでに増大しつつあるが、昭和40年まで激増を続け、以後急速に減少していくことが予想される。すなわち、昭和35年から40年にかけて毎年の労働力の急増は100万に上つて、戦前の2倍を越え、昭和40年以後その増勢は緩和されるが、増加の焦点はしだいに壮年人口に移り、同時に高年人口も急速に増加してくる。このことは、雇用問題を中心として現在から将来へかけての日本の社会的経済的発展を決定する一つの大きな要因となろう。
- (2) 就業人口のうち第1次産業人口は、いまなお40%程度であり、従業上の地位別に見ても家族従業者と業主の割合が高く、近代的被用者の割合は著しく低い。製造工業においても、一方に近代的大企業が存在するとともに従業員30人未満の小経営のものが事業所の9割を越えている。こうした産業の経営構造に対応して賃金格差も著しく、従業員1,000人以上の大企業の平均賃金に対して30人未満の小経営のそれは4割にすぎない。
- (3) いまなお多数に存在する非近代的中小経営は、低年齢、低熟練、低賃金の多数の人間労働力に依存するという産業の経営構造の上に高い経済成長率が維持されていて、労働力の需要は著しく大きい。しかも、大経営と中経営の一部では、技術革新に伴つて労働力の需要と供給とが質的に、もはや一致しなくなつてゐる。また、特に昭和34年から36年にかけて戦時中に生まれた比

較的少ない人口が、生産年齢に到達し、低年齢の生産年齢人口が急速に縮少したことと、中学校卒業生の進学率が高まり、労働市場への出現が減少したことによつて新規労働力の不足が叫ばれた。さらに技能や年齢の制約によつて労働力の産業間、経営間、職業間の移動が円滑に行なわれていない。これらの事情によつて、依然として少なからぬ潜在失業を含み、過剰人口を示しつつも、一部にきわめてきびしい労働力不足が訴えられている。

(4) 近来出生力は著しく抑制され、戦前の半分に減少しているが、昭和30年ごろまでは貧困による出生抑制、低所得階層の出生抑制の方が強かつたのに対し、その後生活水準の上昇に伴い、しだいに近代的な出生抑制の方向に向かいつつある。しかし抑制の実態をみると、受胎調節の占める割合もしだいに大となりつつあるが、人工妊娠中絶も依然として100万に上つており、真に近代的な家族計画が身についたとは見られない。家族の大きさは縮少し、生活水準の上昇に伴う家庭生活の機械化、消費革命の進行は見られつつも、労働力の再生産の場としての家族の生活、あるいは家族関係の近代化もまた過渡期にあると考えられる。

2. 死亡率の改善

(1) 戦前の死亡者数は、大正7年、大正9年にインフルエンザの影響もあつて、それぞれ148万、141万という多數を示したが、昭和年代にはいつてから120万前後に停滞していた。しかし、戦後まもなく急速に減少して、昭和23年には100万を割り、現在は70万前後、戦前の60%にすぎなくなつた。普通死亡率は、人口1,000につき大正7年の27、大正9年の25の高率から昭和5～9年の18に低下したが、戦後はさらに低下を続け、最近の7～8まで、出生率の低下よりもはるかに大きい低下を示している。普通死亡率によつて見るかぎり、先進文明国の水準に達してはいるが、人口老年化の進んでいるこれら諸国との年齢構造の差異を考慮すれば、わが国死亡率の実態は普通死亡率で見るほど良いとは言えない。

(2) 戦後における年齢別死亡率の低下は0歳が最も著しく、15歳までの少年がこれにつき、その他の年齢の中では20歳代の低下はゆるやかであつた。戦後最近までの低下は、各年齢とも戦前に比べてはるかに著しいが、年齢40歳以

上においては、年齢の高まるほど低下の度がゆるやかとなつてゐる。これを先進文明国の年齢別死亡率に比べると、男子では40歳ないし65歳まではわが国の方が低率を示す年齢もあるのに対し、女子ではすべての年齢においてわが国の方が高い。男女とも75歳以上では差が少ないので対し、40歳未満では各年齢ともわが国の方が高く、特に5歳前後の幼児において最も高く、次いで20歳代においても高い。

- (3) これら死亡率を最も集約的に表わす出生児の平均余命を見ると、戦前昭和10~11年の男47年、女50年に比べて、昭和34~35年の男65年、女69.7年まで約25年間に、20前後という欧米諸国にその比を見ない急速な延長を示している。しかし、平均余命の延長も若年齢ほど著しく、高年齢になるほどその延長がゆるやかになつてゐる。すなわち、出生児の平均余命の著しい延長は、乳幼児死亡と青年期の結核死亡の改善によるところが大きいのに対し、高年齢層における平均余命の延長は今後の公衆衛生の重要な課題となつてゐる。しかし、出生100のうち、15歳に生残するものは戦前80にすぎなかつたのに、最近では95に増大し、15歳に達したもの100のうち65歳に生残するものは、戦前、男46、女54にすぎなかつたのに、最近では男68、女78にも増大している。このことは、戦前に比べると、たとえ出生数が変わらないとしても、現在では戦前に比べてより多くの労働力人口を保持することを意味し、同時に就業人口の年齢構造が老年化する基本的要因の一つともなつてゐる。
- (4) 戦前に比べて、乳幼児期における減損と青壯年期における労働力の損耗とを著しく縮減させた死亡率の改善は、急性伝染病、肺炎、胃腸炎による死亡とさらには結核死亡の著しい低減によるところが大きい。戦前昭和初期から戦後昭和25年まで各死因別死亡の首位を占めてきた“全結核”的死亡は、昭和35年には“不慮の事故”について第7位にあるが、これを含めて細菌感染による死因の死亡の全死亡に対する割合は、昭和10年の43%から昭和35年の16%まで縮少している。これに対し、現在死因の首位にある“脳卒中”について“癌（がん）”“心臓の疾患”など、いわゆる成人病による死亡の同様な割合は、同じく25%から55%にまで拡大している。先進文明国の成人病死亡の割合は現在60%以上を占めているが、老人人口の比重がこれらの国ほどは

まだ多くない。わが国として、上記の割合は必ずしも低いとは言えない。

(5) 死因別死亡を年齢別にみると、昭和34年において0歳では“新生児固有の疾患”，“肺炎”，“胃腸炎”などによる死亡が多いが、1歳から14歳までは“不慮の事故”による死亡が首位を占める。男子では15歳以上40歳未満の死亡はすべて“不慮の事故”が首位を占めるのに対し、女子では15～24歳は“自殺”が、25～34歳は“全結核”が、35～39歳は“がん”が首位を占める。男女とも40歳代では“がん”が、55歳以上では“脳卒中”が首位を占めることとなる。心臓病によつて40歳代、50歳代の死亡率を高めている英、米、仏諸国に比べて、わが国のこの年齢層の死亡率は低いが、これより高年齢層においては日本人に多い脳いつ血、胃がんによつて死亡率を高めている事実は、食習慣ないしは生活環境との関係が論ぜられながら決定的な結論がなく、その改善は今後に残されている。以上のように、わが国の死因別死亡は戦前と異なつて、老年性慢性疾患による死亡と、近代文明が随伴する外因死あるいは事故死の増加が特徴となつており、今後の改善については必ずしも容易ではないことを思わしめる。低下したとはいえ、先進国に比べてなお高い細菌感染による死因の死亡率には今後ともその改善に努力すべきことは言うまでもない。

(6) 公衆衛生や生活環境などの条件を敏感に示すとみられる乳児死亡率の低下は、きわめて著しく、戦前出生1,000につき100をはるかに越えていたのに、戦後昭和22年には77となり、昭和35年にはさらに31にまで縮減した。しかし、なお欧米先進国に比べると、低率なスウェーデンの16やオランダの17よりはかなり高く、ベルギー、西ドイツと同程度で、なお改善の余地を残している。乳児死亡の死因のうち“新生児固有の疾患”など先天的な死因による死亡は現在3分の1を占めているのに対し、伝染性疾患や胃腸炎などによる死亡は改善が著しい。このことは、乳児死亡のうち出生後4週未満の“新生児死亡”あるいは出生後1週未満の新生児死亡と妊娠第29週以後の胎児死亡の合計の出生に対する率“出生前後死亡率”が高いことと対応しており、今後における乳児死亡の改善とさらに妊産婦死亡の改善とあわせて、母子保健指導についてより十全の施策が要請される。

また、就学前の幼児においては、“不慮の事故”，“胃腸炎”，“赤痢”，“肺炎”などによる死亡率が先進国に比べてはなはだ高く、公衆衛生施策の家庭生活への浸透という点で改善への努力がなお大いに残されている。

3. 疾病の現状

- (1) わが国民が一般的に疾病ないしは傷病によつて、どの程度の損害を受けているかを明らかにすべき統計資料は、戦後ようやく整備し始めたもので、現在なお必ずしも十分とは言えない。国民健康調査によれば、昭和34年において年間り患率は人口1,000につき2,134件と推計され、国民1人平均して26日は傷病のため、治療処置をしたか、ないしは床について1日以上日常の業務を中止したこととなる。また、調査期間（10月の1か月間）中に治ゆしたものが傷病全件数の77%，期間後への継続が23%，死亡が0.2%という結果を示している。り患率はほとんどの年齢層で女子の方が多く、年齢別には0～4歳で最も多く、15～24歳で最も少ない。全傷病件数の3分の1は呼吸器系の疾患であり、消化器系の疾患とあわせて半分を占めている。傷病者の1人でもいる世帯“傷病世帯”は全世帯数の47%にも上るが、被保護世帯の中では3分の2にも達し、世帯業態別に見れば、日雇労働者世帯、家内労働者世帯の中にも傷病世帯の割合が比較的に多い。厚生行政基礎調査による傷病者に関する調査においても同様な結果を示し、低収入階層ほど健康な活動の阻害される程度が大きいこととなつてゐる。
- (2) 結核による死亡率は、昭和35年に人口10万につき34で、戦前200を越えていたのに比べて著しい減少を示しているが、戦後の伝染病簡速統計によると、届け出患者数は昭和26年の59万を最高として以後だいに減少し、35年には49万となつてゐる。これら届け出患者によるり患率は昭和26年の人口10万につき698を最高として35年の524まで低下しているけれども、欧米諸国の中からかなり高い率を示す西ドイツの169（昭和31年）に比べて3倍を越えている。

伝染病精密統計調査によるり患率は、昭和34年に人口10万につき男子629で女子の450に比べて高く、20歳未満では200～500で男女ほぼ同様であるが、20歳を越えると男子は高率となり、30～75歳では1,000前後に上るのに

対し、女子は25～35歳の 662 を最高として以後低減する。

結核実態調査によると要医療者は昭和28年 292万、35年 304万、人口1,000につき、それぞれ34、33で大きな変化はないが、このうち要入院者は28年の137 万から33年の86万へと減少し、これと別に要観察者も 261万から 147万へと減少をみせている。過去1年間に観察不要の者が要医療者または要観察者となつたものの割合は、若年層ではいちじるしい低下を示しているのに対し高年層では上昇がみられ、年齢別死亡率、り病率の場合と同様に高年齢層への移行が明らかである。

要医療者のうち、自己の結核を自覚する者の割合が少ないとともに、これら患者の発見の機会となるべき健康診断の受診率が市町村長を義務実施者とする一般住民の場合に、とくに低い点にかえりみて、その対策について努力の余地が今後に残されている。また、厚生行政基礎調査によると、結核有病率は低所得階層ほど高く、改善の跡も明らかでなく、しかも感染源となるような重症者の多いことも、今後の結核対策について重点をおくべき方向を示している。

- (8) 精神障害者は、昭和29年の実態調査によれば、130 万と推計されるが、うち約半数に当たる58万は“精神薄弱”であり、3分の1が“精神病”（“精神分裂症”，“躁うつ病”など）である。これらの有病率は、男女とも40歳まで年齢の進むにしたがつて上昇し、50歳以上でやや低下するが、18歳未満では精神薄弱が圧倒的に多く、年齢の進むにしたがつて精神病の比重が増大する。

世帯業態別にみた有病率は、零細農の 3.5%，日雇労働者世帯の 2.4%，家内労働者世帯の 2.3%などが平均にくらべて高く、世帯員1人当たり実支出階級別にみて 2,000円未満の低所得層では 2%で最も高い、精神障害者の3分の1は精神病院その他の施設に収容を要するものであるにかかわらず、専門的な指導または診療を受けているものの割合はきわめて低い。昭和31年の在院精神障害者実態調査に示されているように、早期の診断と治療によつて入院の長期が防がれるにかかわらず、発病から入院までの期間が1年以上のものが約半数を占め、在院患者の3分の1は2年以上在院するものであ

り、このうちでは精神分裂病が最も多い。また、昭和35年の在宅精神障害者実態調査によると、調査期間（同年7月15日～8月14日）中にはじめて医療機関を来訪した新受診の精神障害者は、20歳代が28%，30歳代が22%，10歳代が16%を占め、診断別にみれば、"神経症"の29%が最も多く、"分裂病"の25%がこれにつぎ、"てんかん"10%，"躁うつ病"8%の順となる。昭和29年実態調査で有病率の高かつた日雇、家内労働者においてはこのような新受診の割合は少ないことが注目される。

これらの調査によつてとらえられた精神薄弱者（白痴、痴患、IQ50程度以下）58万のほかにろ鈍は300万と推計され、境界線上にある軽度のものを加えて相当数のものが、医療費等の事情によつて家庭や社会に放置されていることが推察できる。知能的な欠陥のみでなく、感情、意思においても欠陥を示して社会的順応の異常から、ひいては社会悪の要因にもつながる重要な問題として、精神薄弱児についての特殊教育、一般には予防的対策、適切な医療もしくは精神衛生相談や指導などの精神衛生に関する諸対策の充実が今後ますます強く要望される。

(4) 壮年期から老年期へかけての労働能力をき損する脳卒中、癌(がん)、心臓の疾患などのいわゆる成人病は、死亡率にも現われているとおり、最近増加するとも減少を示さない疾病として重視されているが、早期発見の点において問題のある慢性疾患であるため、検診方法、予防措置および早期治療においても十全の対策は今後の検討にまつところが多い。

血圧については、国民栄養調査において昭和31年度から満20歳以上の男女について調査されているが、昭和34年についてみると、年齢とともに増加する平均血圧は最高血圧の増加率の方が大きく、最低血圧はそれほど増加しない。最高血圧150mmHg以上、最低血圧90mmHg以上のものの占める割合は、男女とも39才までは10%であるが、60～64才では50%に達し、最高血圧160mmHg以上のものの割合は60～64才で40%であり、70才以上では50%をこえている。男子の場合は若年者の最高血圧と高年者の最低血圧を除くと一般に消費者世帯の方が高いのに対して、女子はすべての年齢を通じ、最高最低とも生産者世帯の方が高いのは、農村における生活環境を反映するも

のとして注目される。高血圧と心臓病についての早期発見は、結核の検診と同時に血圧検診、心電図の測定、眼底検査などがしだいに一般に普及しているが、なお検診規定、測定基準について検討を要することも、日本人の食生活ないしは生活環境との関連を究明することとあわせて予防対策につながる問題として今後の研究が期待される。

癌（がん）については、昭和33年に行なわれた第1次悪性新生物実態調査と、ついで行なわれた昭和35年の第2次実態調査とによれば、患者総数の76%は40歳ないし70歳までで、とくに多いのは男子の55～59歳、女子の45～49歳であった。部位別では、男子の半数が胃であるのに対し、女子では胃と子宮とが各4分の1を占めている。

早期発見、早期治療の重要性は認められながら、その実際の方策として多くの困難があり、調査研究や診療さらに啓発運動の中心となるべき諸機関などの活動が期待される。

なお、生産年齢人口の増加について高年人口の増大が予想される将来において、以上の成人病対策はさらに重要性を高めるものとみられるから、調査研究に基づく諸般の対策がより強力に推進されねばならない。

(5) 戦前から戦後にかけての伝染病の征服にもかかわらず、赤痢は、法定伝染病の70%をこえて、そのり患率はそれほど低下せず、昭和30～34年には人口10万につき80～90に上つてゐるが、昭和35年には27年につぐ多発の年として患者は9万をこえ、り患率101に上つた。患者のうち4分の1ないし5分の1は0～4才の乳幼児で患率が最も高いことは環境衛生施設の整備はいうまでもなく、各家庭への公衆衛生思想の浸透について改善の必要性を物語つてゐる。

(6) 細菌感染による疾患が赤痢を別として、すでに抑制されつつあるのに対しで、最近多発をみた"急性灰白膿炎(ポリオ)"のように、ウィールス感染による疾患は、欧米諸国の例をみても、今後も発生のおそれのあることを考えれば、それらの予防あるいは治療に対するじん速、適切な措置をとることができるよう不断の研究を怠つてはならない。

脳卒中とならんで日本人にきわめて多い胃潰瘍や胃腸病は、栄養を中心と

した食生活に対する適切な指導、一般的に生活環境改善についての啓発につい、つそう力を注ぐべきことを教えていた。給食の普及などとともに最近増加の傾向を示す食中毒についても、環境衛生施設の整備改善に努めるほか、寄生虫、トラホームなど広い意味で、生活力を妨げる疾患に対しても生活環境の改善に対する十全の施策が望まれる。

高年齢における慢性関節炎に対しても、欧米諸国の実情にかえりみて、その実態をとらえる調査研究や、予防ないし治療に対する施策の検討が望まれる。

また、職業病ないしは職場における傷害、あるいは公害なども今後産業の発展とともに増大することも考えられるから、それぞれの実情に応じて適切な措置を講ずることができるよう、不断の調査研究が要請される。

4. 体位と栄養の現状

- (1) 青少年体位を戦前最高の水準を示した昭和12～14年にくらべると、終戦直後の低下はとくに発育伸長期においていちじるしかつたが、身長よりも体重の方がその低下いちじるしく、最近における増加もまた体重の方がいちじるしい。戦後昭和27年にはおおむね戦前の水準に回復しているが、男子よりも女子の方が成長回復の度は大きく、その後における発育もまた男子を上まわる増加を示している。年齢別発育量をみると、最近では年年若い年齢層の発育量が高まるとともに15歳をすぎると発育量は減つており、一般的に青少年の発育が早期化している傾向がうかがわれる。
- (2) 現在の体位は、戦前をはるかに上まわる程度であるが、最近においては戦後の回復期の場合のようなきわめていちじるしい上昇を示しておらず、むしろ横ばい程度である。一般に青少年期の発育は、生産者世帯よりも消費者世帯の方がまさつているが、成人期の体位は生産者世帯の方が上まわつてゐることは、食生活、栄養を中心とする生活環境あるいは労働条件などの差異による影響の現われとして注目すべき点である。
- (3) 国民栄養調査によつてみると、終戦直後における空腹をみたすのみの栄養状態から食糧事情の好転にともない、学校給食、栄養改善事業の進展とともにしだいに好転し、雑穀類が減少する一方、動物性蛋白質、脂肪、カルシウ

ムの摂取が増大していき、米の不足、学校給食の普及とともにパン食も普及していった。しかし、昭和31年以降米の豊作の続くにつれて米の摂取量が増加し、一方に青少年層を中心とする食生活の洋風化が進んだにもかかわらず、栄養状態のいちじるしい改善もここ数年間は停滞の傾向を示しており、栄養欠陥によると思われる身体症候の発現も依然として少なくないことを示している。

(4) 生活水準の上昇が都市においてより大きく、都市の食生活の好転にくらべると、農村の方がしだいに引き離されていく現状にある。しかし、都市においても、所得の増加が必ずしも飲食費の増加あるいは栄養価の高い食品摂取量の増加をともなうものではない点に問題がある。重要な栄養素の摂取量は一般に消費者世帯の方が生産者世帯よりも多く、したがつて、栄養欠陥による身体症候の発現も生産者世帯よりは少ない。しかし、消費者世帯の中でも常用勤労者世帯の栄養摂取量が調和の観点から比較的よいのに対し、日雇労働者、家内労働者世帯の栄養状態はきわめて低く、ことに被保護世帯やボーダーライン層にあつては食生活に余裕なく、米食依存や副食の粗悪のために栄養欠陥による疾患にかかることが多い点も注目される。

(5) 最近決定された日本人の栄養基準量にくらべると、昭和34年の摂取量は熱量、蛋白質は基準量をわずかに下まわる程度であるのにカルシウム、ビタミンA、B₂は基準量の60～65%をみたしているにすぎない。鉄、ビタミンCは基準量を上まわっているが、ビタミンCはビタミンBと同様に調理によつて失なわれることを思えば、必ずしも満足すべきものではない。欧米諸国にくらべると、一般的に澱粉性食品にかたより、動物性食品の摂取が少なく、乳類も生産の増加にかかわらず、欧米諸国の1割にも満たない。最近における成人病の傾向や食生活に関連ある疾患の増加にかんがみて、これらの疾病対策として、さらに健康を保持増進させるために、単に栄養摂取量の増加を図るのみでなく、各種栄養素の均衡を得た食事内容への改善を図るよう保健サービスの面でよりいつそうの活動が望まれる。

(6) 今後生活水準の上昇とともに、栄養がさらに向上し生活環境が改善されるならば、日本人の体位が向上しうる余地があることは、ハワイ、カリ

フォルニアの日系米人の体格に関する調査によつて教えられる。それらの対策としては栄養の向上とフィジカル・トレーニングを考慮すべきで、とくに10~15歳の思春期、発育期における配慮が重要である。

5. 精神的文化的な側面における問題点

近代社会の進展にともなう生活の変化は、とくに戦後の社会における激しい混乱との交錯している現在の日本において、精神的文化的な面において多くの混乱を示しており、一般的なモラルの低下、精神障害、犯罪、少年非行など社会的にも多くの問題を発生させている。前近代的な家族制度から近代的なそれへの急速な転換によつて、家庭生活、家族関係においても少なからぬ混乱と深刻な諸問題が発生している。社会的順応性の低い人々によつて、戦後の激しい転換を示しつつある社会生活に順応していく、ノイローゼ、自殺あるいは犯罪にまで落ちている場合が多くなつてゐる。終戦間もなく生活不安の下に浮浪者、街娼、非行少年の激増したころにくらべてその集団的出現の度は低減したとはいへ、経済のいちじるしい成長にともなう消費生活の上昇とともに、その恩恵に浴さない人々における不安と焦燥は減少せず、非行や犯罪を発生させる基盤となつてゐる。生活水準の地域間格差によつて、農村から都市の産業へ吸収される新規労働力は安定性の乏しい零細企業に雇用の場を見出すことが多いとともに、都市の生活環境に順応できぬ人々を都市の劣質人口として沈澱させ、都市の社会病理現象をより拡大させる。経済成長率のいちじるしい最近においては、農村に比較的教育程度の低い人々が残されているといふいわば逆とう汰的現象の出現さえも認められ、ひいては農業生産力発展の基礎を阻害するおそれがある。巨大な人口の吸収力と富の集積を示す大都市は、その内部の格差も大きく、社会的不適応者、精神障害者あるいは劣質人口の集積もまたこれに比例して大きいことがみられる。このような社会的環境を生活環境とともに改善して、上層に現われたより高い文化的水準に足並みを揃えさせることは、国全体としての人口資質の向上にも役立つ点が少なくないと思われる。それとともに生活水準そのものの地域間格差を縮少させる方向に産業の地域構造の再編成を計画し、それぞれの生活環境の改善をば、これに対応する厚生施設の再編成とともに充分に考慮することが今後の重要な課題であることを教えてゐる。

6. 要 約

人口資質に関する資料は決して十分とはいえないが、以上具体的に現われた諸種の事実と問題点を考察すると、国民全般としては、最近における生活水準の上昇にともなつて、栄養、体位の向上、死亡率の低下はいちじるしいが、一面、社会階層間の格差や都市と農村といつた地域間格差の存在することが認められる。被保護階層やボーダーライン層では、疾病、とくに結核の高いり患率によつて労働能力がいちじるしく阻害されていること、あるいは死亡率の格差は、一般的にはその低下につれて縮小したとはいへ、経済発展の地域差に対応する地域格差が依然として存在することなどはその例であつて、これら社会階層間格差や地域間格差の縮小に努めることが重要である。

ことに低所得階層においては、低所得のために家族の人員の健康や教育の向上がさまたげられ、いわゆる疾病と貧困の悪循環におちいるおそれなしとしないので、この悪循環を切断することが重要である。

乳児死亡率、幼児とくに就学前児童の死亡率の改善にはまだ残された余地があるとともに、成人病対策ないし老年期死亡率の改善には根本的な努力を必要としている。体力や労働能力からみた早老、とくに農村におけるそれらの防止をも考究しなければならない。

すべてこれらは、(1)医療、公衆衛生に関しては従来にまさるとも劣らぬ努力を傾倒し、日常生活の大部分を支配する生活環境の中にひそむ原因をつきとめてこれを排除することによつて、生活環境の改善を進めていくこと。(2)身体的精神的両面における健康の積極的な増進に対する一段の工夫と努力を重ねるべきこと、なお、精神的体力的に劣つた人々に対しては教育、指導によつて、社会的順応能力を高めるべきことなどを教えている。したがつて戦後急速に進行した人口革命の影響を考えに入れつつ、経済の二重構造の解消、生活水準の上昇における格差の解消などの配慮を十分におりこんだ人口の資質向上対策を要請している。

第2部 対策

1. 前提

(1) 人口の量的・質的構造が、社会経済的発展の基本的条件であることはいうまでもないが、この問題が理論上ならびに政策上の緊急の課題としてとりあげられるに至つたのは第2次大戦後においてである。

日本のはあいにおいても、すでに大正の初期から食糧供給と人口増加という形で、あるいは昭和の恐慌期においては、労働力あるいは人口の過剰と失業の関係という形で、重大な問題となつた歴史をもつている。

しかし、戦前においては主として人口の増加という量の問題に焦点があり、少なくとも人口の構造変化といった現象はみられなかつたし、あるいはまた今日の技術革新と経済発展が要請するような人口政策としての人口の質的向上の問題はなかつたといつてよいであろう。

(2) 今日の日本ならびに先進国における空前の技術革新は、特に人口の量的・質的構造に対して、積極的な順応計画を要請するに至つた。しかも日本のはあいなお困難な事情が存在している。それは日本人口自体に、みぞうの変動がおきていることであつて、急激な技術革新の要請に対して変動する人口構造を順応せしめるることはきわめて困難である。それにもかかわらず、今後における日本の社会経済的発展にとつては、さけることのできない基本的課題である。

(3) 人口資質向上の問題は、人間社会の普遍的な課題であり、究極の目的である。しかし、日本のはあいの資質対策の根底には、上述のごとき先進国の経験にもみられないような人口自体のはげしい変動と複雑な社会経済構造をもつている点に、この対策の特殊性と重大性がある。

(4) 人口資質自体についてはいろいろな解釈があるが、ここでは“人口資質とは、人口という人間集団の特質を決定するところの個体の基本的な精神的および肉体的状態であつて、政策の対象として、人為的に変更可能なものである”とする。

(5) 人口資質を向上せしめるについては、人口の遺伝的資質の改善をはかる優

生政策が重要であることはいうまでもない。しかも、この意味における人口資質の向上をはかるに当つて、悪質の遺伝的資質を排除することは不可能ではないし、また政策としてもある程度まで実現されてきている。しかし、積極的に優秀な資質をもつ個体の発展的向上をはかろうとすることは、政策としてかならずしも容易ではない。それは精神的ならびに体力的に優秀なものを特定の基準に従つて選択することが不可能に近いほど困難であるからである。

- (6) 遺伝的根拠にもとづく積極的な優生政策による実際の効果は制限されるであろうが、優生保護法の活用と遺伝カウンセリング制といった方法の考慮によつて積極的優生政策の強化拡充がはかられねばならないであろう。
- (7) 優生政策に対して積極的な人口資質向上の成果が期待されるのは、後天的資質向上対策である。後天的資質向上対策の基礎は広義における教育にある。

人口の後天的資質向上対策の要は、個人のもつている潜在的な精神的・肉体的能力を教育によつて最高度に発揚せしめ、個人の福祉と社会全体の進歩をはかることを、その究極の目的とする。

- (8) 加速度的な技術革新にもとづく高度経済成長は、今日の先進諸国に共通の高水準人間能力の不足という深刻な課題を発生せしめている。このような事態に対しては、教育、訓練、研究体制の再検討と再編成によつて、技術革新の要請に対応する労働力人口の計画的育成供給を中心とする人口構造の造成が現下の重要な社会経済的要請となつてゐる。このような人間能力の再開発、増強の政策は、人口増加の停滞している先進国の新しい人口問題、人口政策として登場するに至つた。また低開発地域では、はげしい人口増加が経済発展の障害となり、その抑制のための人口政策が根本的な課題となつてゐるが、そのような人口政策は同時に人間能力開発の人口資質対策によつて裏打ちされない限り、十分な効果を發揮することは困難であろう。“低開発”といふのは、単純に資源の未開発とか資本の不足を意味するものではなく、それは人間能力の未開発を意味するからである。ある経済学者が、低開発地域で不足しているものは「最も価値の高い資源である知識や技能であつて、これ

によつて進歩した生産技術が駆使される。」といつているのも、このような意味においてである。

2. 対策要綱

人口資質の向上をはかることは、単に、若年齢労働力の不足とか、中高年齢労働力の過剰とかいつた目先の問題に対する解決のためではない。技術革新の要請に対して、積極的に人口資質向上対策が必要であるとしても、それはあくまでも、人間自体の立場に立つてのものでなければならない。

「期待の革命」といわれるよう、技術革新や高度の経済成長の要請も、それは究極においてその社会を構成する人間の福祉を目的とする。人口資質向上対策もかつてのように、単に人間を物的手段とする人的資源政策であつてはならない。それはあくまでも、人間の主体性についての明確な認識の下に行なわれる人間自体のための豊かな社会生活の実現を目的とするものでなければならぬ。

以上のような観点の下に、人口資質向上対策を樹立するに当つて特に考慮すべき事項はおおむね以下のとくである。

(1) 高水準の健康度達成とその保全対策

現状分析においてあきらかにされているごとく、わが国の死亡率は、今日では国際的にもきわめて低い水準に改善されている。しかし、このような死亡率の低下改善をもつてただちに日本人の健康度が増進したとはいがたい。また死亡率についてみても、幼年死亡率は先進国に比較して高水準にあり、死因別死亡率についてもいくた改善の余地が残されている。さらに疾病的現状をみても、日本人の健康度が必ずしも増進したとはいがたく、ことに赤痢や結核のごとき伝染病り患率が先進国にくらべてなお著しく高いといつた状態である。

以上のごとき事態に対して、予防、治療対策や公衆衛生活動が一段と強化されねばならない。このばあい、特に低所得層や疾病発生の危険性の高い不衛生な密集地域、事業場に対する特別の環境衛生対策と死亡率の過半を占めるに至つた成人病に対する特段の施策が必要である。

さらに留意しなければならない点は、以上の諸施策に併行して積極的な健

康増進のための施策が必要であるということである。そのためのもつとも重要な対策の一つは、栄養改善である。戦後において日本人の栄養摂取状態は著しく改善されたとはいながら、なお、地域や社会階層によつて著しい格差がみられるのみならず、日本人全体として動物性蛋白質が欧米人に比較して量質ともに劣つており、特に低所得層においてこの傾向は著しい。

(2) 精神的、身体的障害人口に対する職業補導ならびに福祉対策

社会の構成員中には、先天的、後天的いろいろな理由によつて、社会的に不利な条件をもつた精神障害者や身体的障害者が多数存在する。このような人口に対する職業補導や福祉向上といつた施策が強化されないことには、人口資質対策上片手落ちであるといわねばならない。というのは、人口資質対策の究極の目的が社会全体の、あるいは社会のすべての成員についての福祉を増進せしめることであるからである。

身体機能および精神機能に重大な障害がある者はいうまでもないが、その他身体的および精神的な困難をもつている人口についても、適性検査や適材適所の配置のくふうによつて、能力開発と適応完成のために善意と思慮を傾けて相談支援にあたるカウンセラーを公的機関に配置することが考慮されねばならない。

また、これらの検査や相談支援は、医療の周辺または附帯業務と認めるべきではなく、福祉機構とならんで近代社会の新たに持つた個人に対する保健支援機構でなければならない。この方面の発達を図るために専門の研究機関および教育機関を育成することが望ましい。

(3) 技能、知識、体力の積極的向上対策—高水準能力のマン・パワー対策—

社会全体の健全なる進歩と技術革新の要請にもとづく経済成長を円滑に推進せしめていくためには、技能、知識、体力といつた精神身体の両面についての積極的な開発と向上が絶対に必要である。経済進歩の要請に答えながら人間能力を最高度に向上せしめることは、その社会全体の人口資質を高めるためのもつとも基本的な施策である。そのためには正規の学校教育のみならず、幼児教育から成人教育、技術訓練、研修施設、職業補導あるいは产学協同制度や高度の科学技術研究組織にいたる広汎な教育、訓練制度についての

再検討と整備が望ましい。またこのような教育には、知識、技能のみならず、体力の向上といった身体的訓練もふくまれている。

特に、現下の一部の労働力不足といった形であらわれている労働力の量的、質的不均衡に対しては産業間、企業間、職業間あるいは地域間の人口の流動性向上の基本的対策が要請される。この流動性向上のためには職業安定、職業補導機関の適切な整備拡充が必要である。特に、離農人口、中小企業からの脱落者、高年齢層の離職者の増大が予想されるだけに、職業補導を強化して流動性を向上せしめることは急務である。

また、幼少年人口については、次にきたるべき社会をになう人口としてその知能、体力の向上対策は特に重要である。

児童福祉政策についても、このような観点からの考慮が必要である。

(4) 老年人口増加対策の確立

老年人口が急速に増大する傾向にかんがみて、総合的な対策の樹立が急務である。生産年齢人口とくに若年齢労働力は、近い将来減少に転ずる傾向があり、これが対策として老年労働力の老化防止と労働能力の保持増進のための施策が必要である。他方において老年人口の増加は当然に成人病を増大せしめ、死因全体に占める割合はますます高まり、医療対策上万全を期する必要がある。

(5) 優生政策と遺伝カウンセリング制設置に対する考慮

人口資質改善のための諸対策すなわち上述の知識・技能・体力の向上、身体的・精神的障害者に対する補導、疾病・死亡の改善対策等は、既存人口に対する人口資質対策として基本的に必要なものであるが、これらの対策だけでは完全な人口資質対策とはいがたい。それは人口資質にはすでにのべたごとく、遺伝的、先天的資質があり、これに対する対策が残されているからである。これはいわば将来の世代人口に対する資質対策である。わが国においては戦前の国民優生法や戦後の優生保護法は、このような遺伝的要因にもとづく民族人口資質の改善に着目したものとして特記すべき政策である。優生保護法によつて優生保護相談所（同法第5章、第20条以下）が設置されている。その事業の中で受胎調節の普及指導に関しては大きな成果をおさめてい

るのにもかかわらず、「優生保護の見地から結婚の相談に応じ、遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図る。」(第20条)活動はきわめて不十分であり、人口資質の改善という点ではその役割を果しているとはいがたい。将来においてこの法の十分な活用が期待されねばならないが、現実の問題としてはその実行は決してよいではない。そのためには“遺伝カウンセリング”制の実施と優生保護相談所における遺伝相談のできるカウンセラーの配置、あるいは保健婦に対する補習教育によって、その機能を強化する等の方法によって、優生保護法を将来人口資質改善対策に貢献せしめるよう活用することが考慮されねばならない。しかし、現状においてはなお遺伝カウンセリングを担当しうる要員に根本的な問題があり、その養成組織やカウンセリングの実施方法について十分な検討が望まれる。

(6) 人口資質対策としての家族計画の推進

元来、家族計画は、子供を計画的に産んで十分な養育と教育を与えながら、家族全体の幸福な生活を確保するという人口の質的向上の思想にもとづいていることができよう。いいかえれば、家族計画は、人口資質対策の現実に行なわれるもつとも重要な一つの側面である。しかし現実の家族計画にはかならずしもこういつた人口資質改善向上の考え方たが十分に認識され、実行されているとはいがたい。

また家族計画自体も著しく普及するに至つたとはいえ、地域により所得階層により、職業によりなお浸透していない人口層が残されているばかりでなく、未だ少なからぬ人工妊娠中絶が行なわれていることに注目する必要がある。

真の家族計画は、深く近代合理主義と近代人道主義に基づくものであつて、家族という社会の単位の生活の場におけるもつとも高度の近代生活意識の発現でなければならない。したがつて、それは、ただ単に家族の大きさを調整するばかりでなく、家族の経済生活を近代的合理的秩序の上に築き家族員の相互間において近代的な人間関係を作り、その上に家族の人員の資質の積極的向上を図る場としての家族の向上に努めるべきものであつて、人口資質向上対策も究極においてこの家族の中に浸透せしめなければならない。

以上は、日本の人口ならびに経済が当面する人口資質対策の基本的なものであるが、これがすべてではない。これらの対策を真に効果的に促進せしめていくためには、次の3個の条件に対する配慮が必要であることを忘れてはならない。

第1は、人間が生活し、労働する場の改善ということである。すなわち、生活環境と労働環境（作業環境や労働条件をふくむ）に対する改善はもつとも基本的な要因であり、労働力の維持、増進を決定する基底的要素である。

第2は、本質的なものではないが、政策技術的には重要な条件である。それは、人口資質対策にふくまれる諸施策を行政上からみると、いくたの行政機関に関連しているため、人口資質対策としての立場から総合的調整が必要であるということである。

第3は、人口資質対策の補完的政策であつて、社会的、経済的摩擦に対する対策が併行して考慮されねばならないという条件である。

人口資質対策の遂行にあたつて、少なくとも過渡的に発生すると予想される経済上、社会上の摩擦に対する対策が必要であるということである。技術革新の進行にともなつて一部中小企業の分解が発生したり、精神的、身体的障害者の積極的補導政策に対しても、生活や医療の保障といつた福祉政策の強化が必要となつてくる。

このような事態の発生に対しては、経済・労働施策や社会保障の強化によつて、その摩擦を極力緩和することが基本対策を円滑に効果的に推進せしめるゆえんであろう。

日本の産業やあるいは企業についてのいわゆる経済の体質改善ということがしばしばいわれているが、人口資質対策はいわば人口についての文字どおりの体質改善対策であるともいえよう。それは、人間能力の積極的向上の基盤であり、長期的恒久的対策として確立されねばならない。

なお、特に附記しておかねばならないことは、人口資質対策推進の基礎となるべき統一的資料が著しく不備であるとともに基礎的研究もまた不十分であり、立ちおくれている。人口資質に関する問題は上述のごときわめて広範囲にわたつているのみならず、この問題の現下の重大性にかんがみて、個別的な

らびに総合的調査研究の推進と研究機関の整備拡充について特別の考慮がなされねばならない。

新生活運動指導要綱

新生活指導委員会決議（昭和29年12月2日）

1. 趣 旨

およそ人口問題は直ちに国民の家庭生活につながる。国民の家庭生活を刷新しその向上を図り、そこに現実的基盤をがつしり据えてこそ、われらの人口問題は力強くその解決の途につくことができる。

今日、わが国民の家庭生活は戦後の急激な社会変動の渦中にもまれ、刷新向上はおろか、ほとんどまつたく混迷の実情にある。

このままで行くと人口問題の解決もむづかしく、まして真に民主的な文化国家福祉国家の実現、国家緊急の経済自立のごときは到底望み難いところであろう。

こう考えてくると、あらゆる職域、地域にわたり国民の生活を刷新し向上させるために一大運動を展開しなければならぬことが痛感される。そして家庭生活の日常においてこの効果を十二分にあげなければならぬ。人口問題の解決はここにそのしつかりした基盤を得、真の文化国家、福祉国家の実現もまたその上に立つて力強く約束される。

われらはこういう意味で、これから具体的で実際的な一大運動を展開しようとするのであるが、この運動を呼んで「新生活運動」という。

2. 目 的

われらの「新生活運動」はもちろん人間の尊重、人間性の本質の上に立つ。要是生活の充足、人間完成のための運動である。よつてあらゆる職域、地域にわたり、近代的な道徳的、合理的、計画的家庭生活を実現するよう現状に即して具体的に指導し、基盤をここに置いて人口問題を解決し、ひいて真に民主的な文化国家、福祉国家の建設に導こうとするのである。

関係諸機関および諸団体の協力と一般大衆の支持を得て、この運動が国民的に展開することを期待する。

3. 方針

この運動は次のような要領により現実に即し実際的に推進する。

- (1) この運動は近代的合理主義にもとづき、人と物と両面を兼ねて計画的で幸福な家庭生活を設計し、その刷新向上を期する。
- (2) この運動は特に家族の大きさを合理的計画的に調整するため近代的「家族計画」の理念にもとづく受胎調節の普及および実現を期する。
- (3) この運動はただに人口の量的調整にとどまらず、その質的向上を期する。すなわち
 - (A) 自主的に、計画的な家庭生活を創造し、
 - (B) 心身ともに健康で優秀な能力をもつ人々を多数育成することに努める。
 - (C) この努力はやがて国の生産を増強しその経済の自立に有効でなければならぬ。
- (D) 特に婦人の家庭生活における負担を合理化し、その人格を尊重し、家庭生活の安定向上を計ることに努める。
- (4) この運動は近くは家族間の縦横たがいの支え合い、進んで国家社会につながる人々たがいの連帶意識面を強調する。このような家庭生活の調和から出発して社会生活一般の調和を図り社会緊張を和らげるよう家庭道徳ひいては社会道徳の確立を期し、特に職場におけるその実践指導に力を尽す。
- (5) この運動は、あらゆる職域、地域にわたる。しかもそれぞれの職域、地域に適応した現実的で具体的な仕方により全国すみずみにまで浸透させ、すべての家庭がもりあがる自発的意欲をもつて実践するよう努力する。

4. 実施要領

(1) 宣伝

新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、映画、演劇等あらゆる機会を利用してこの運動の宣伝に努める。あわせて関係諸機関、諸団体の協力を得て、講演会、展示会等を開催し、宣伝用印刷物の大量発行を行う。

(2) 連絡提携

関係諸機関、諸団体にあらゆる機会を捕えて呼びかけることに努める。かねて職域的、地域的懇談会を開催し、事業所、地域社会の積極的協力を促進する。

(8) モデル事業所、モデル地域を設定

この運動を理想的に展開し世間に率先するとともに、この運動の向上発展に資する調査研究を行うためのモデル事業所、モデル地域を設け、特に入念な指導を行う。

(4) 新生活指導者の養成訓練

この運動の趣旨にもとづき、新生活指導者の養成訓練に努め、事業所または地域の需要に応じる。

(5) 参考資料の編集発行

この運動に関する事例集をはじめとして、道徳——社会道徳、家族計画、人口問題等に関する指導上の参考資料の編集発行に努める。

以上

